

1 北広島市の除排雪の現状

令和3年度の北広島市除雪概要

道路の管理延長	車道	408.4 km	
	歩道	310.2 km	
車道除雪延長	388.4 km	(除雪率 95.1%)	
歩道除雪延長	121.4 km	(除雪率 39.1%)	
人力除雪延長	3.0 km		
運搬排雪延長	63.9 km	(幹線道路)	
公共施設除雪	89箇所		
雪たい積場	3箇所	(東の里、西の里、大曲)	

主な除雪作業と出動の基準

本市では、主な除雪作業を業者に全面委託しており、刻々と変化する路面状況に対応するため、**除雪センターを設置し、24時間体制**で除雪出動に備えています。

主な除雪作業と出動の基準

新雪除雪

- ・ 標準 13回
- ・ ほぼ連続した降雪で、積雪深が10cm以上となったとき
- ・ 風雪や地吹雪等による吹き溜まりの発生が予想される時

拡幅除雪

- ・ 標準 2～3回
- ・ 走行幅員が狭くなり、交通確保が困難となったとき

路面整正

- ・ 標準 2～3回
- ・ 新雪除雪の出動基準に達しない降雪が日々断続的に続き路面に圧雪部が厚く残ったとき
- ・ 気温が急激に上昇したときや、降雨があったとき

運搬排雪

- ・ 標準 1～3回
- ・ 排雪路線の平均雪堤高さが2m程度となったとき

主な除雪作業の状況

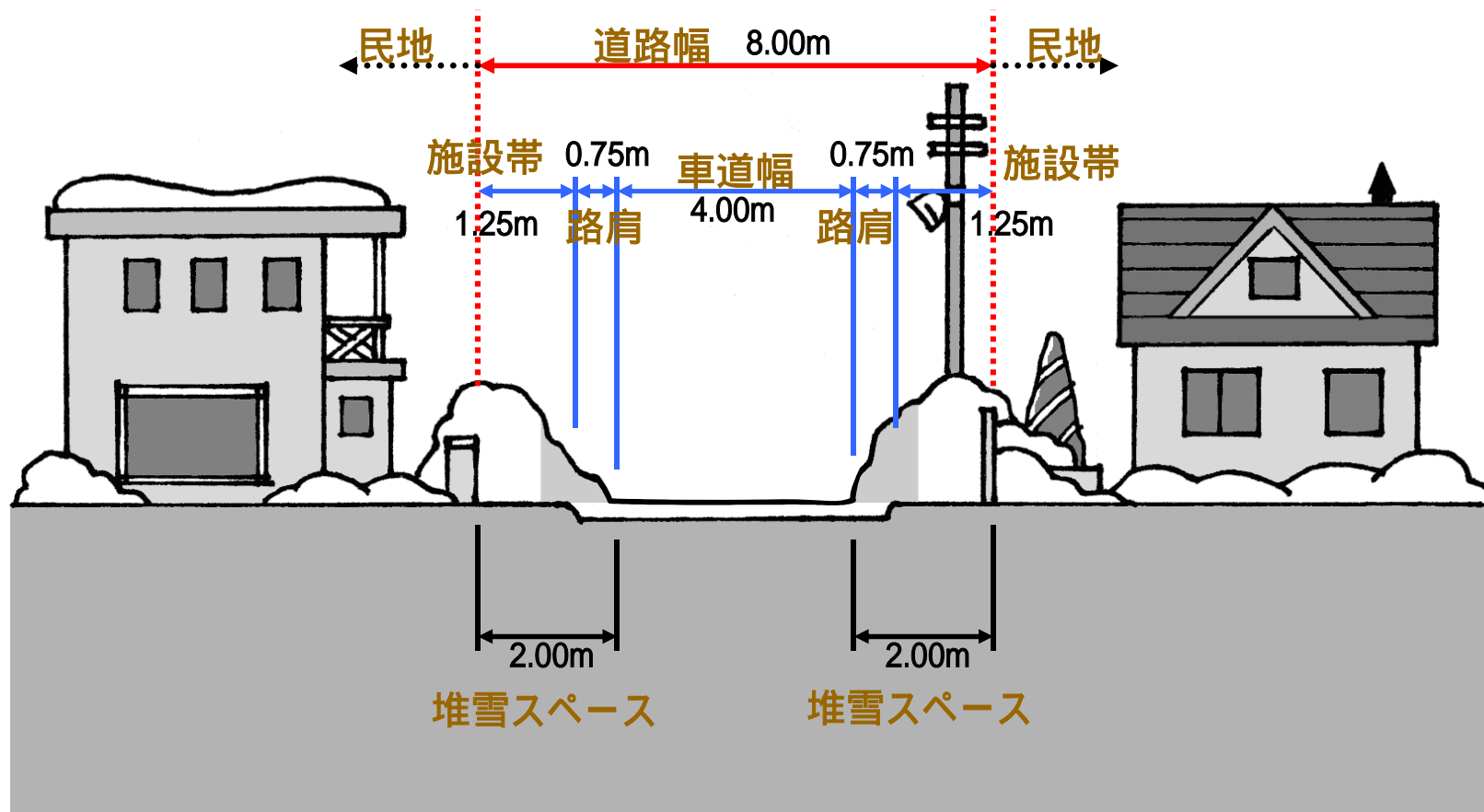


主な除雪作業と出動の基準

新雪除雪の出動については、夜間に実施
することを原則とし、通勤・通学時間(午前7
時)までに終了することを目標としています。

その作業時間には、6時間程度を要するこ
とから、出動基準に達していても、降雪の時
間帯や気象状況によっては安全上の配慮か
ら、出動しない場合があります。

生活道路の幅員構成



年度別降雪量と関連データ

年度	降雪量 (m)	最大積雪深 (m)	新雪除雪 出動回数 (回)	運搬排雪量 (m ³)	除雪費 (決算額) (千円)	降雪cm当り 除雪費 (千円/cm)
H22	4.98	1.27	16.3	214,000	387,840	779
H23	4.17	0.97	12.2	260,000	455,915	1,093
H24	5.78	1.41	21.2	280,000	555,808	962
H25	5.04	1.17	16.6	253,000	543,487	1,078
H26	3.04	0.96	9.9	205,000	462,462	1,521
H27	3.78	0.71	10.5	187,000	504,667	1,335
H28	3.97	0.81	8.5	295,000	645,318	1,625
H29	4.44	0.85	11.2	202,000	658,943	1,484
H30	4.64	0.76	9.5	254,000	711,842	1,534
R 1	4.09	0.66	7.4	160,000	673,686	1,647
R 2	3.99	0.83	8.6	191,000	786,340	1,971
R 3	5.19	1.49	10.0	368,000	1,097,578	2,115
平均	4.43	0.99	11.8	239,000		

除雪にかかる費用について

- 令和3年度の除雪費は約10億9千8百万円でした。これは、市民一人当たり約1万9千円、一世帯当たりでは約3万9千円となります。
- 一般会計に占める除雪費の割合は約2～3%で推移していましたが、令和3年度は4%近くとなりました。
- 新雪除雪1回にかかる費用は約1千1百万円となっています。

令和3年度 除雪費の内訳

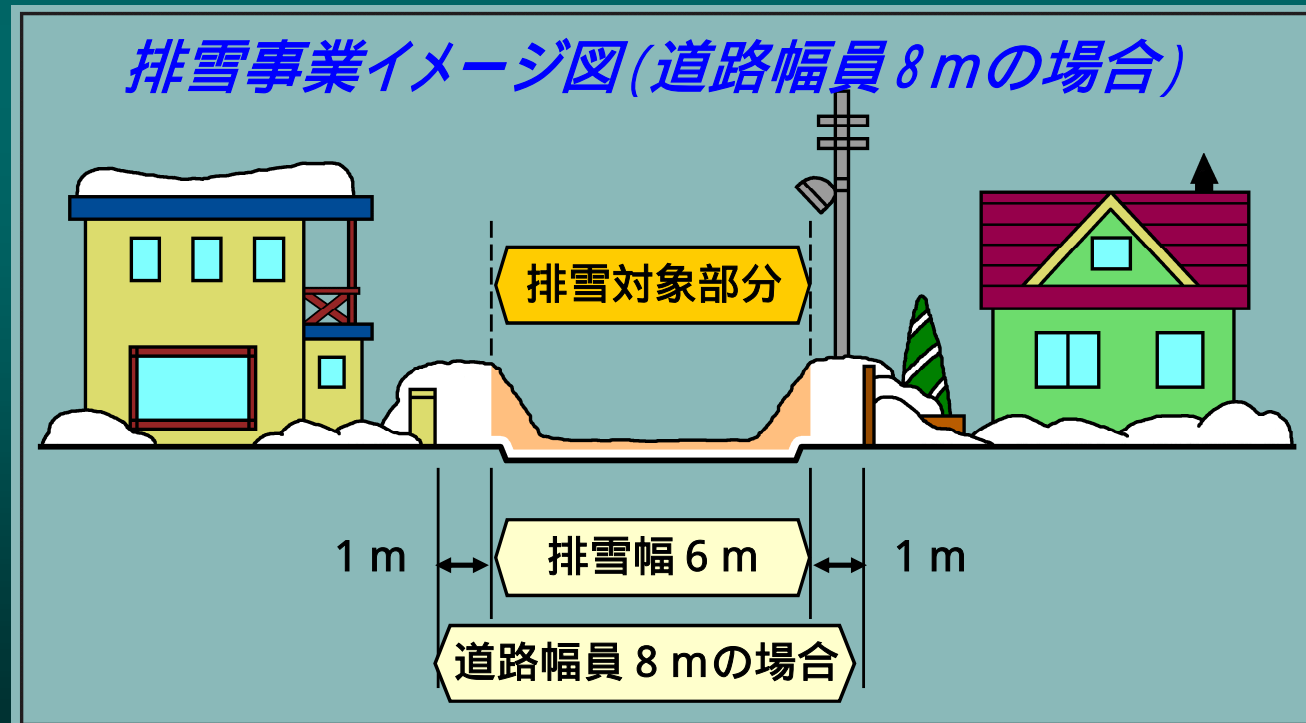
区分	説明	決算額(千円)	備考
需用費	光熱水費、修繕料等	71,081	RH電気量、機械修繕等
委託料	除雪委託等	940,245	
原材料費	凍結防止剤等	10,652	
補助金・交付金	排雪支援事業等	41,012	
備品購入費	除雪車購入費	30,899	小型ロータリ除雪車
その他	役務費、公課費等	3,689	
計		1,097,578	

令和3年度 除雪委託費の内訳

除雪区分	令和3年度 金額(千円)	平成22年度 金額(千円)	備 考
新雪除雪	79,800	68,700	車道のみ
拡幅除雪	26,200	14,100	車道のみ
路面整正	20,200	9,400	
歩道除雪	43,100	33,200	
運搬排雪	401,600	86,000	
その他	369,345	74,825	除雪センター経費、公共施設 除雪、雪堆積場管理費等
計	940,245	286,225	

市道排雪支援事業

冬期間のより快適な生活環境の向上を図る
地域・除雪業者・市の3者が連携・協力する
地域の生活道路の運搬排雪を実施



排雪実施前



排雪実施後



除雪サービス事業

代わりに除雪を行える親族が市内にいない方で、次の年齢等及び所得要件を満たす方に対し、無償で除雪を行います。

一人暮らしの高齢者(65歳以上)又は高齢者世帯で身体的事情により除雪作業が困難な世帯

重度の身体障がいのため除雪作業が困難な世帯

【所得要件】

市民税が非課税世帯

市民税が均等割のみの課税世帯

税制改正の影響を考慮して税制改正前と同じ基準で市民税を算出した結果、又は の状態となる世帯

小型除雪機貸出事業

冬期間の交通確保や生活環境の向上を図るため、自主的に除雪を実施する団体に、小型除雪機を無料で貸出ししています。

【貸出要件】

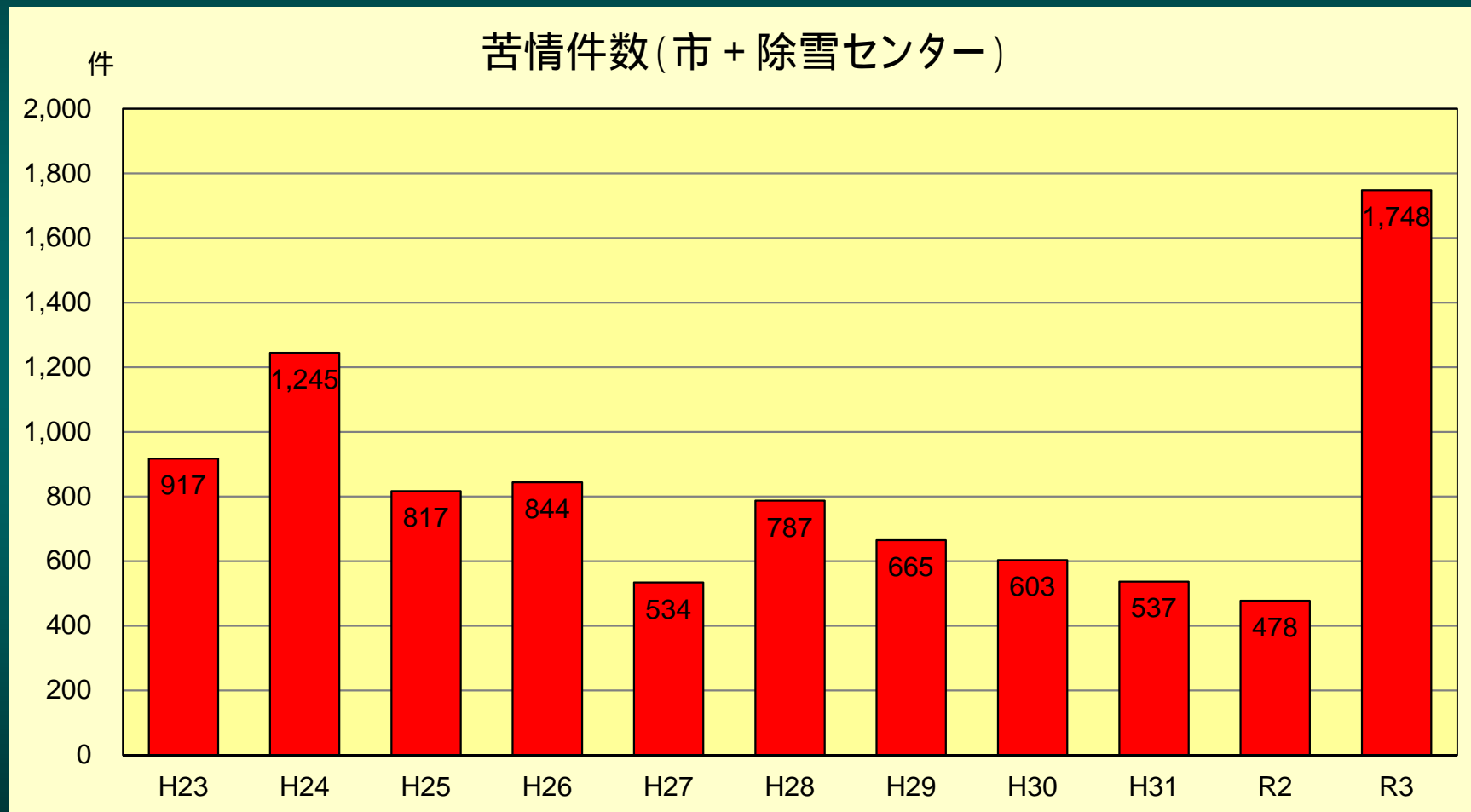
貸出期間は、1週間

作業する方全員がボランティア保険への加入が必要

除雪機の燃料費の負担

除雪機の最初の運搬と最後の回収は市で行います。

苦情の状況



苦情の内容

令和3年度

苦情内容	12月	1月	2月	3月	合計	比率(%)
除雪が入っていない	2	15	49	5	71	4.1
道幅が狭い	2	23	21	24	70	4.0
玄関前の置き雪	11	61	37	8	117	6.7
路面がガタガタ	10	228	190	117	545	31.2
民有地などへの雪の押込み	12	65	68	15	160	9.2
除雪作業が遅い	0	1	71	0	72	4.1
交差点の見通しが悪い	5	57	13	7	82	4.7
左右不均等	16	53	36	5	110	6.3
除雪業者について	4	32	17	2	55	3.1
排雪をしてほしい	0	17	10	8	35	2.0
その他	74	140	114	103	431	24.7
合計	136	692	626	294	1,748	100.0

みなさんへの4つのお願い

路上駐車はやめましょう

道路や歩道への雪出しはやめましょう

車庫前や玄関先の雪処理にご協力を

個人で排雪業者を利用する場合は、一時的
でも道路に堆積することはやめましょう。

2 雪対策基本計画策定検討委員会 について

設立趣旨

快適な冬環境への住民ニーズに応えるとともに、少子高齢化の進展を踏まえて安全安心な雪国を形成していくためには、住民との協働に基づく雪対策が不可欠となっています。

そこで、行政と住民の協働のあり方や役割分担等を明確にし、雪対策に関する基本的・総合的な考えを示すため、雪対策基本計画を策定することになります。

本計画の策定にあたって、冬期間の交通や市民生活に密接に関係する各分野などから集まっていたいただいた委員の皆様により、様々な立場から多様な視点で検討していただき、「北広島市雪対策基本計画検討報告書」として取りまとめていただくため、本委員会を設置するものです。

3 雪対策基本計画の策定について

計画策定の経緯

豪雪地帯対策特別措置法で定められている豪雪地帯対策基本計画のなかで、「市町村における雪対策に関する総合的な計画の策定を推進するとともに、これを十分に配慮し、地域の特性に応じた豪雪地帯対策の推進に努める」となっており、これに基づき、平成24年度に北広島市雪対策基本計画を策定しました。

計画の見直し

本委員会では、平成24年度に策定した「北広島市雪対策基本計画」の目標年次が概ね10年間としていることから、令和4年度に適切な見直しを行うものであります。

「快適な生活環境のまち」を実現していくための施策の一つとして位置づけられています。

また、他の関係する計画と整合性を図りながら定めるものです。

計画期間

今回策定した「北広島市雪対策基本計画」の目標年次は、概ね10年間としますが、今後の社会経済情勢等の変化などにより、必要に応じ適切に見直しを行うこととなります。

計画の目標及び重点施策について

・計画の目標

雪に強い安全安心なまちづくりの推進

市民との協議による雪対策の推進

快適に冬を暮らすための取組の推進

・重点施策

冬期間の円滑な交通の確保

雪に強い住環境づくりの推進

雪対策の協働体制の確立

雪対策に関する支援の推進

冬と市民生活の工夫とルール of 確立

雪の有効活用

雪処理における安全確保

4 計画策定(見直し)の背景と市民意向

現行の北広島市雪対策基本計画による実施項目について

- ・ (市道除排雪水準の向上)
路面凍結防止剤の散布箇所を増
- ・ (交差点の見通しの確保)
交差点排雪の実施
- ・ (地域との連携の推進)
除雪マップの作成(H25～R1)

除雪マップ(北広島HP公表)

若葉町・若葉町2丁目・若葉町団地・若葉町公団住宅第1自治会 除雪マップ (平成30年度意見に対するフォローアップ及び令和元年度新規意見)

①路上駐車について

- 空き地がなくなるので車を停められず、路上駐車状況が悪化することが予想される。
- 住宅街でも路上駐車が多く、除雪車が通れないこともある。

北広島市・除雪業者からのコメント

路上駐車や道路にはみ出して駐車しますと、除雪作業の支障となり除雪できない場合があります。警察、除雪業者と協力しながら対応してまいります。町内会におかれましても啓発活動等のご協力をお願いいたします。

①路上駐車について

- 改善されていない。常習犯となっているため、町内会での回覧による呼びかけをしたい。

北広島市・除雪業者からのコメント

警察と協議をし、対策を考えます。

②雪出しについて

- 除雪車が通った後に、周辺住宅からの雪出しがある。
- 雪出しが見られる。

北広島市・除雪業者からのコメント

道路パトロールにより状況を把握し、雪出し等に対しては、指導してまいります。道路への雪出しは、道幅を狭くし路面状況を悪くします。また、出した雪が隣近所へ寄せられて迷惑になりますので、雪出しはやめて下さい。

②雪出しについて

- 雪出しがある。
- 町内会より回覧板で呼びかけを行いたい。
- 家が増え、空き地が少なくなったため雪置き場が減った。雪出しが心配である。

北広島市・除雪業者からのコメント

確認いたします。

⑦マンホールの段差について

- マンホールによる段差ができて、危険である。

北広島市・除雪業者からのコメント

厳冬期には圧雪状態となってしまいますが、できる限り段差を少なくするよう努めて参ります。

⑥除雪してほしい箇所について

- 幹線線道は、利用者が多いが、現在は除雪をしていないと思われる。可能であれば除雪をしてほしい。

北広島市・除雪業者からのコメント

地面が平板ブロックになっており、機械を入れるのは難しいと考えられます。まずはパトロールで状況を把握します。

その他の意見

- 他の地域に比べ雪が少なく、路面を削る除雪をしているためザクザク路面にはなりにくい。
- 乗り入れ用の鉄板ステップが雪に埋まっている家がある。

⑤間口に置かれる雪について

- その日に降った雪なら良いが、数日経った後の雪の間口に置かれると除雪が大変である。

北広島市・除雪業者からのコメント

道路の両端は、かき分け除雪により雪の堆雪スペースとしております。現行の除雪体制(作業員、除雪車台数等)及び費用の関係から置き雪処理の対応は難しい状況にあります。ご理解とご協力をお願いいたします。

⑤間口に置かれる雪について

- 改善された。

北広島市・除雪業者からのコメント

片寄せ等無いよう、引き続き気をつけてまいります。

③角の雪山について

- 雪が高く積まれ、雪の壁ができています。

北広島市・除雪業者からのコメント

除雪状況によっては常に良好な状態を保つことが難しい場合がありますが、可能な限り見通しを良くするため雪山を低くするよう努めてまいります。

③角の雪山について

- 住人の方が雪の壁を作っている。
- 中央通線の交差点に雪山ができる。
- 特に、子どもが雪山の影になり見えないときがあるため、危険である。

北広島市・除雪業者からのコメント

住人の方の雪の壁については、確認をします。中央通線の交差点についてはパトロールにて確認し、交差点排雪を検討いたします。

④ゴミステーション前の雪について

- グレーダーでの除雪が入っているが、ゴミステーションの前に置き雪がある。その雪を幼稚園の方が除雪している。

北広島市・除雪業者からのコメント

現行の除雪体制(作業員、除雪車台数等)及び費用の関係から置き雪の処理の対応は難しい状況にあります。ゴミステーション周辺には過度な置き雪にならないよう気を付けますので、ご理解をお願いいたします。

④ゴミステーション前の雪について

- ゴミステーションを一つ廃止し、新たに2か所設置した。できるだけ、ゴミステーションの前は置き雪をしないでほしい。

北広島市・除雪業者からのコメント

気を付けておりますが、難しい状況です。

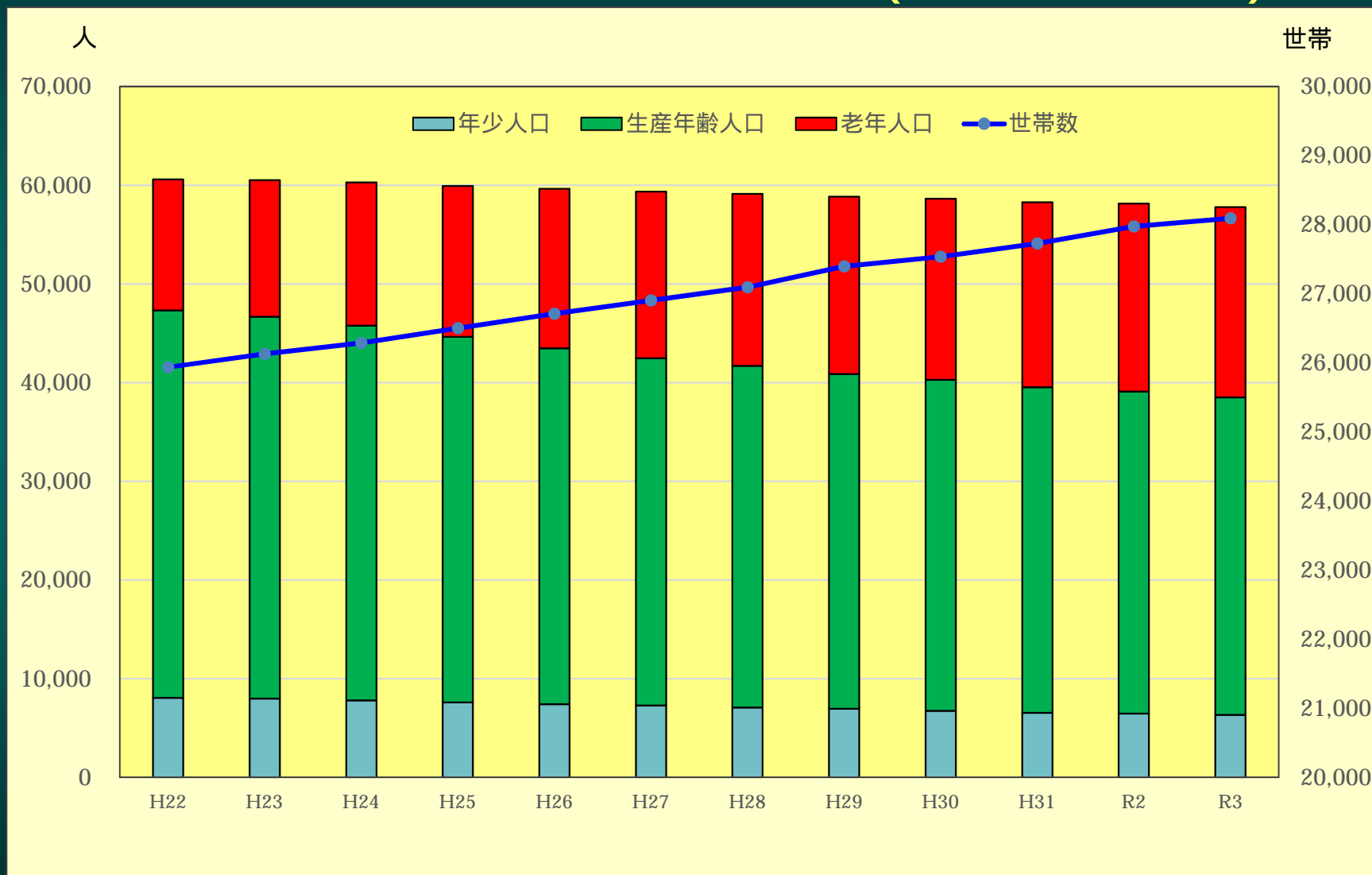
凡例

- ゴミステーション
- マンホール穴
- 雪山で見通しが悪い交差点
- うまるゴミステーション
- 気を付けて除排雪してほしい箇所

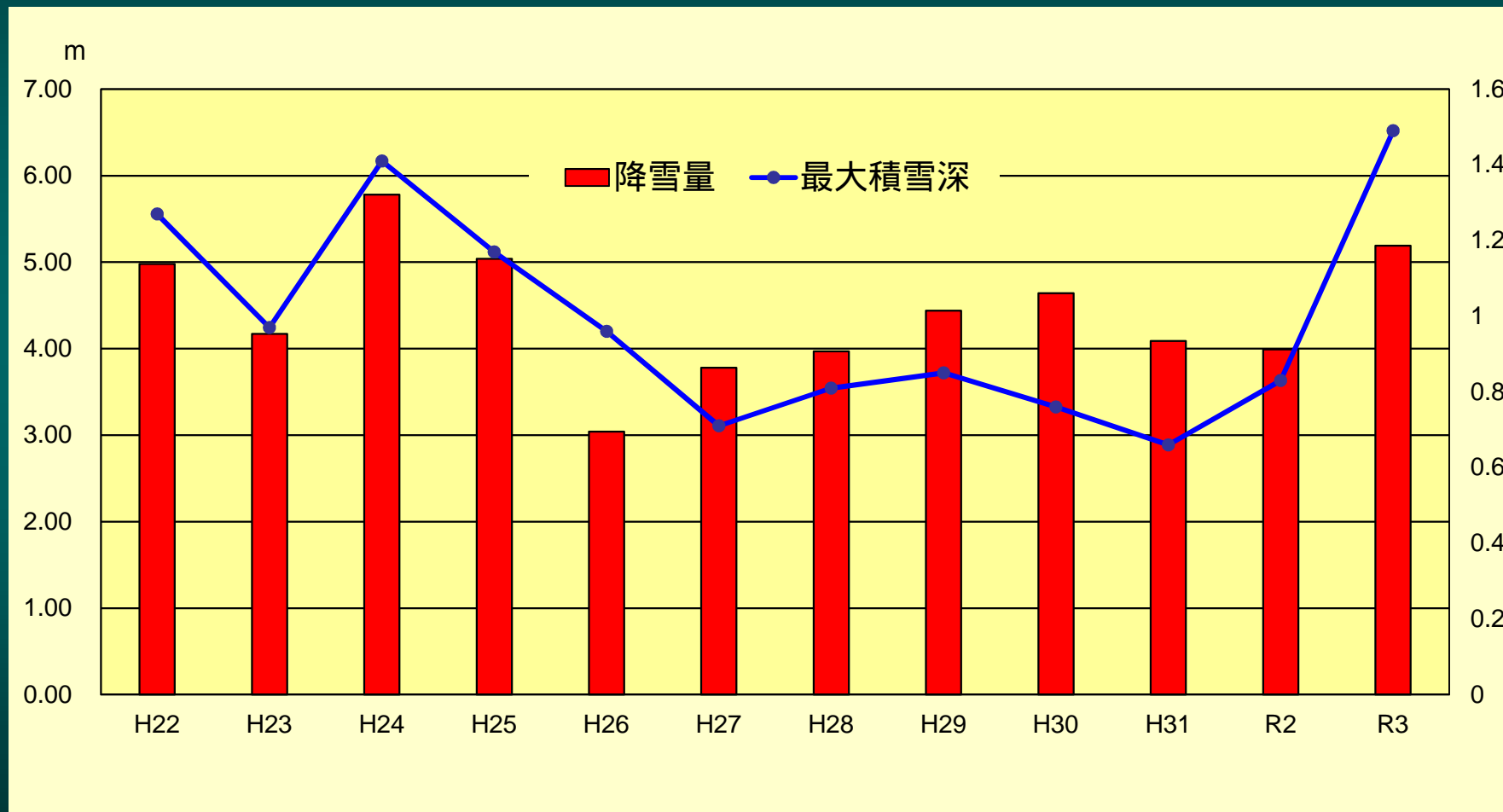
現状の課題

- ・ 雪処理の担い手不足が深刻な状況である。
- ・ 除雪費の大幅な投入が困難である。
- ・ 除雪体制の確保が難しくなっている。

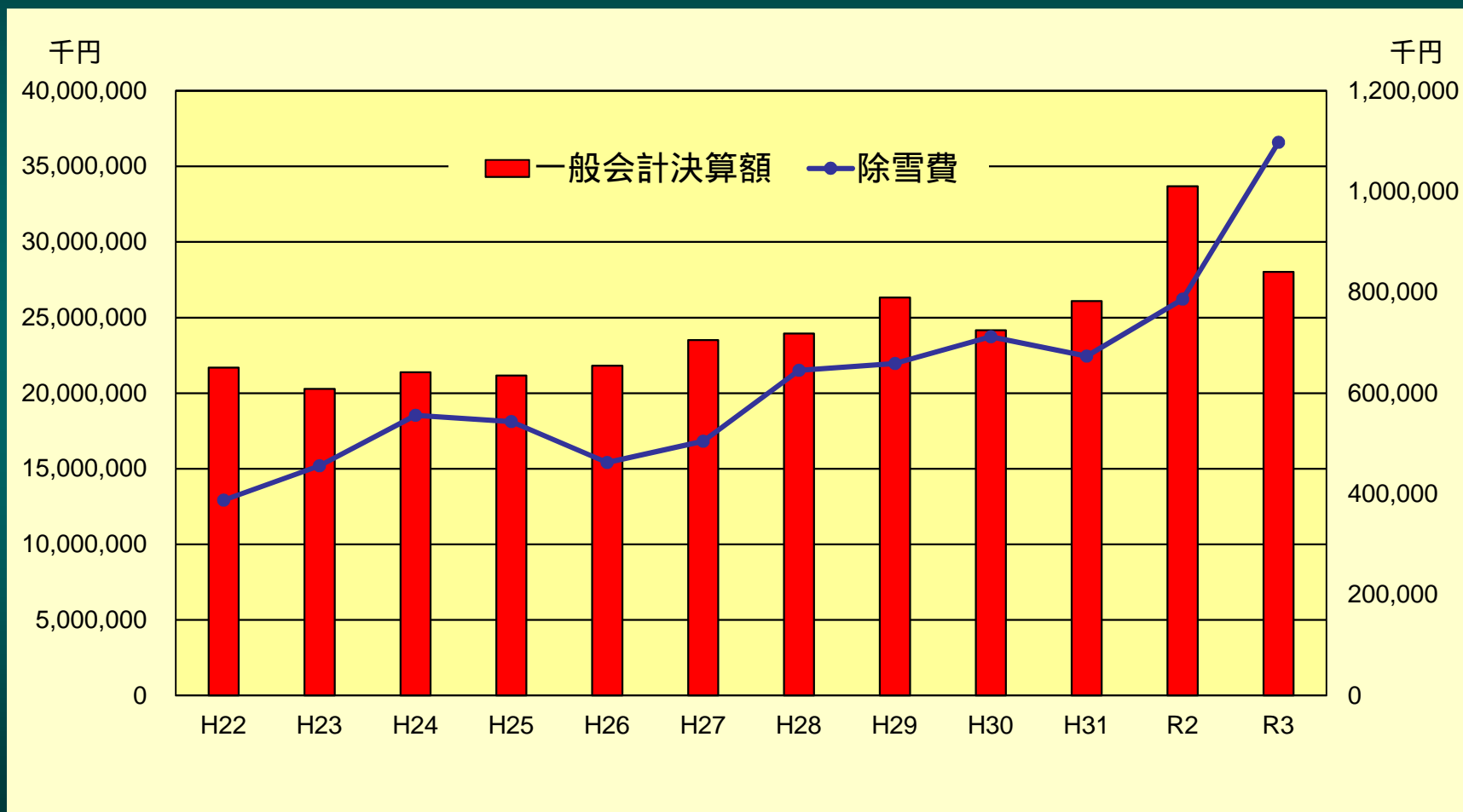
人口及び世帯数の推移 (H22 ~ R3)



年度別降雪量の推移 (H22 ~ R3)



年度別除雪費の推移 (H22 ~ R3)



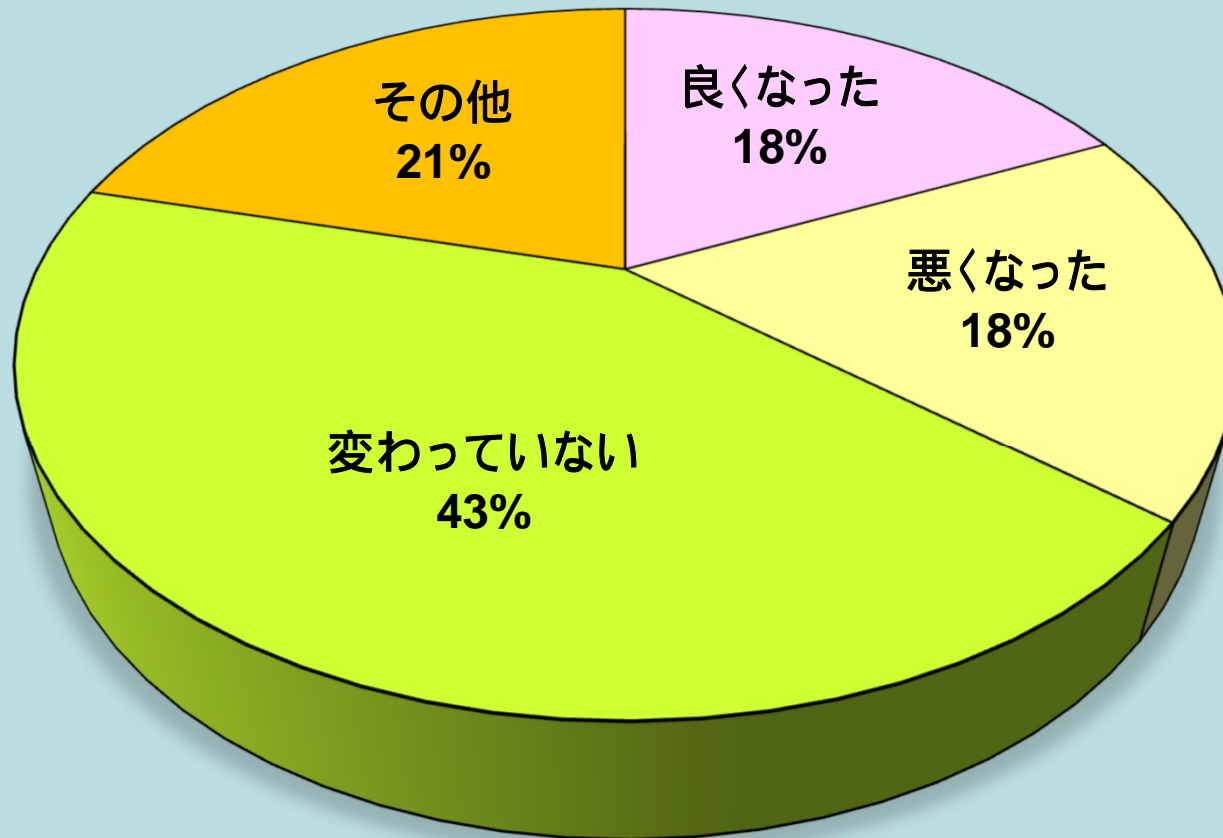
除雪車の保有状況

除雪事業者が保有する除雪機械の更新が進まず、老朽化が進んでいます。

	保有台数	備 考
市内業者保有	44 台	12 社
市外業者保有	31 台	5 社
市保有	13 台	
リース車両	13 台	
計	101 台	

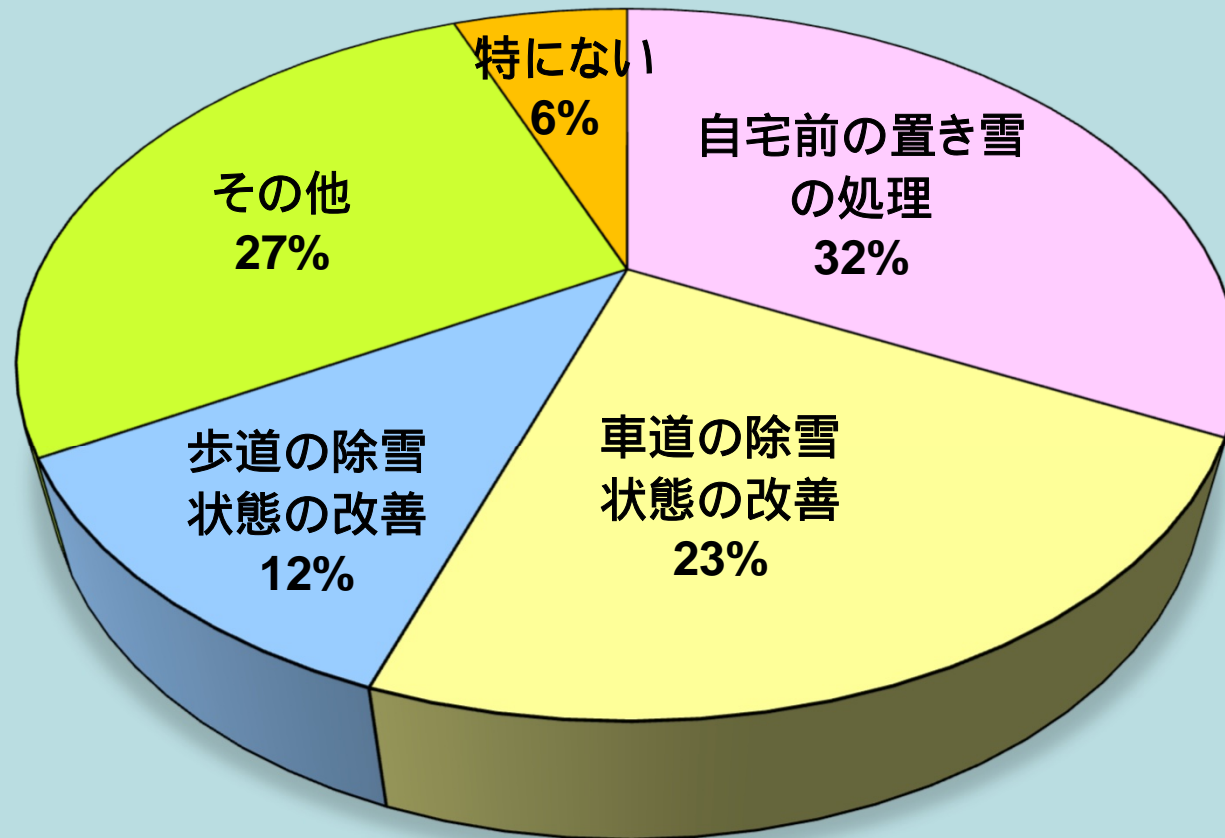
冬の生活についてのアンケート調査(R2)より

1. 市の除雪について10年前との比較



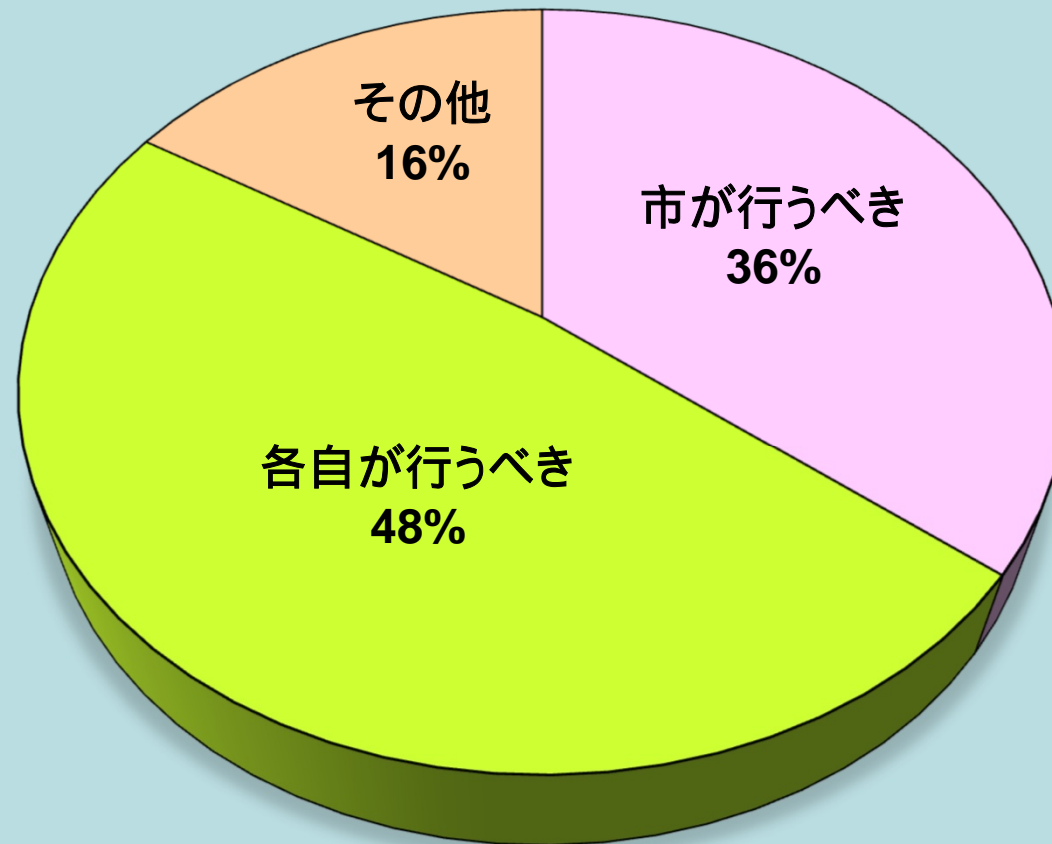
冬の生活についてのアンケート調査(R2)より

2. 冬の生活で一番望むこと



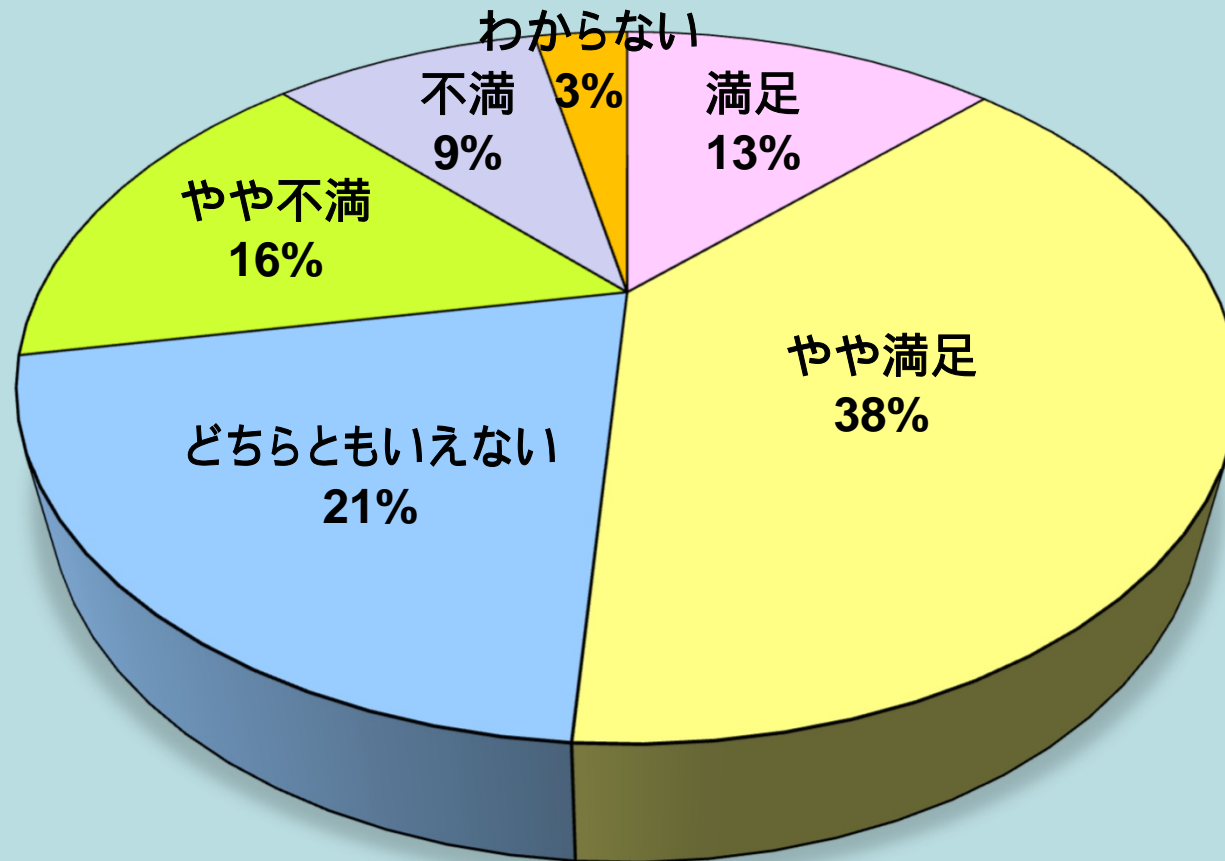
冬の生活についてのアンケート調査(R2)より

3. 玄関先や車庫前の置き雪の処理は誰が行うべきか



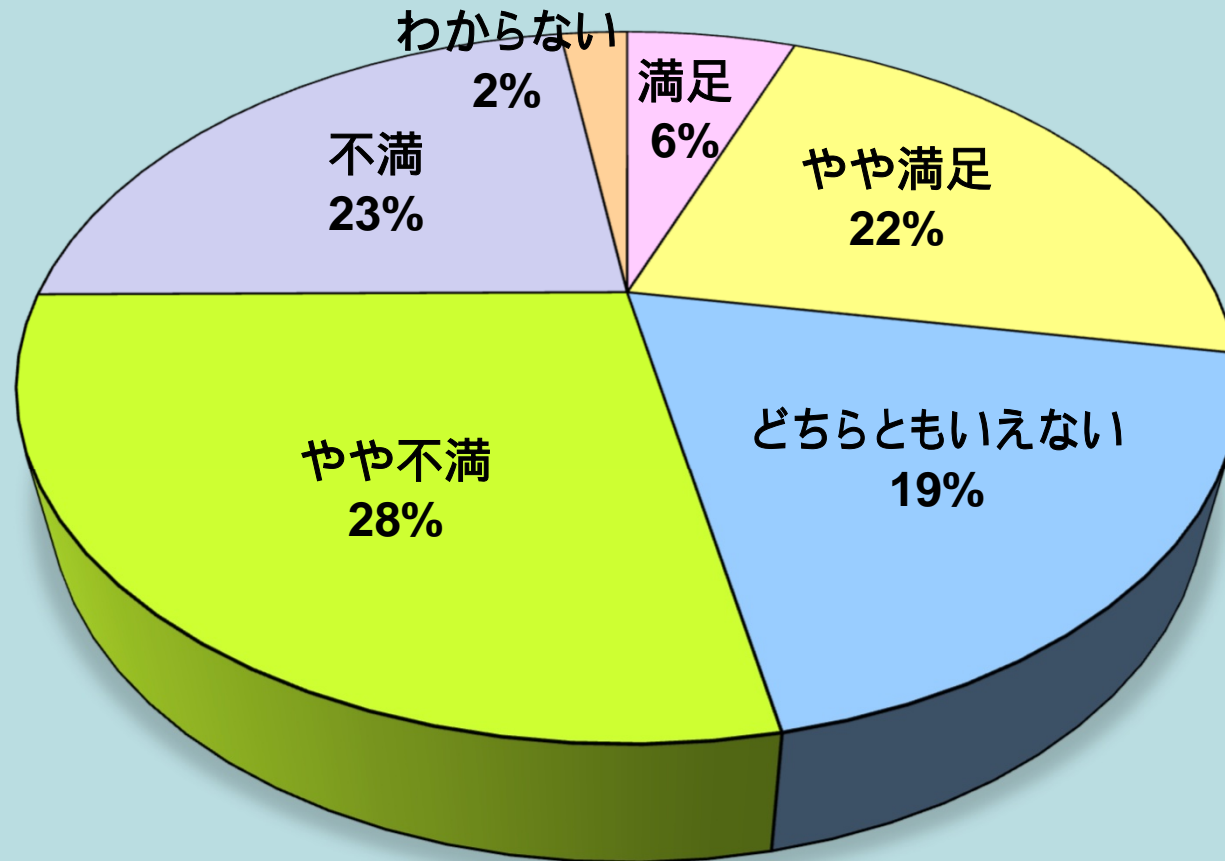
冬の生活についてのアンケート調査(R2)より

4. 市道(幹線道路)除雪の満足度



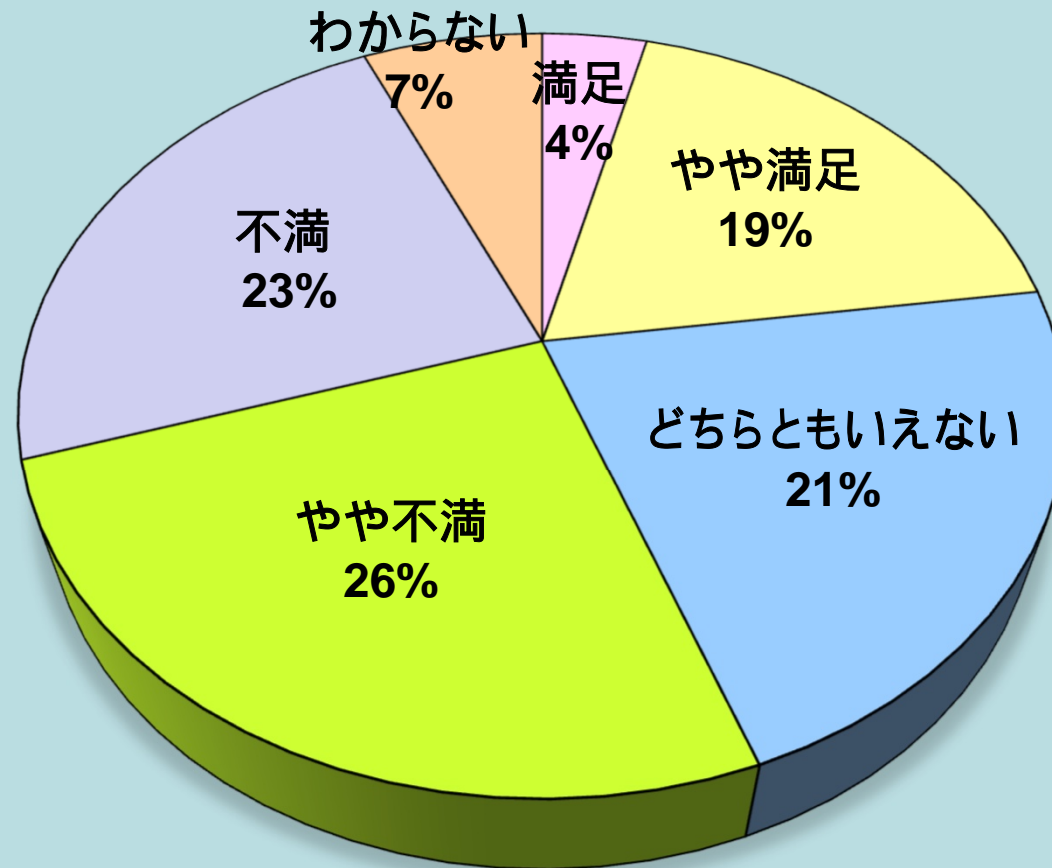
冬の生活についてのアンケート調査(R2)より

5. 市道(生活道路)除雪の満足度



冬の生活についてのアンケート調査(R2)より

6. 市道(歩道)除雪の満足度



計画策定(見直し)スケジュール

令和2年10月

アンケート調査の実施、アンケート結果の集計、検討・分析

令和4年7月

第1回検討委員会の開催、令和2年度アンケート結果による課題、問題点検討、検討委員会により課題、問題点の対策決定

令和4年8月

第2回検討委員会により計画素案の作成

令和4年9月

庁議、議会

令和4年9月

パブリックコメントの実施、計画(案)の策定

令和4年10月

第3回検討委員会によりパブリックコメントによる意見を集約、検討、計画(案)を作成

令和4年11月

庁議

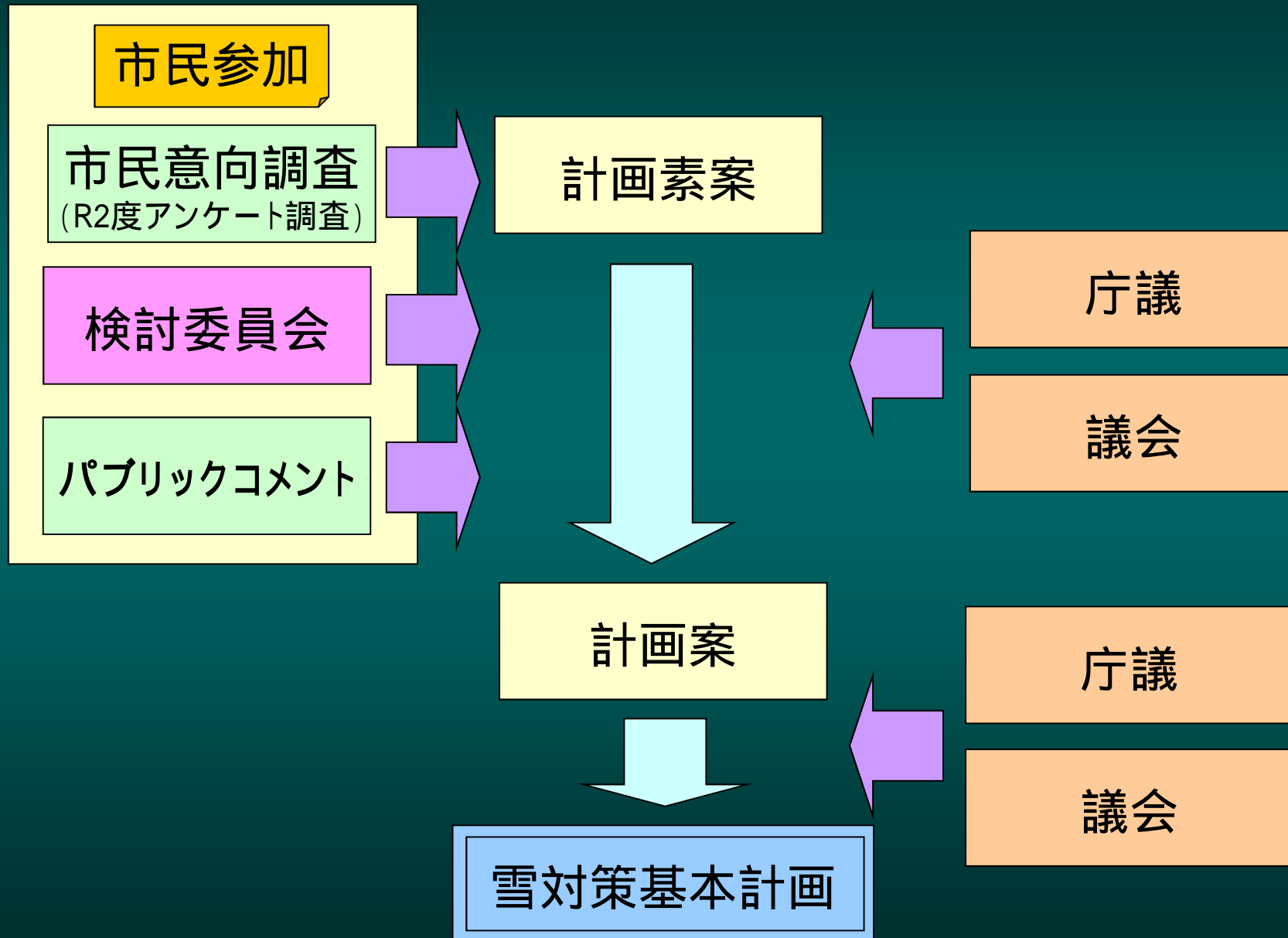
令和4年12月上旬

議会

令和4年12月中旬

告示、公表

策定の流れ



令和 4 年度

北広島市雪対策基本計画



目 次

1 計画策定の趣旨	1
2 北広島市の現況と市民意向	2
1 . 現況	2
(1) 位置と地形	2
(2) 人口	3
(3) 降雪状況と市道除雪出動回数	3
(4) 市の財政状況と除雪費	4
(5) 市道除雪延長と1 km当りの除雪費の推移	4
(6) 地区別累計降雪量の推移	5
(7) 近郊都市の累計降雪量の推移	5
(8) 除雪車の保有状況	6
2 . 市民意向 ～ 冬の生活に関するアンケート調査から	6
(1) 冬の生活で困っていること	6
(2) 道路除雪の満足度	7
(3) 玄関先や車庫前（間口）の置き雪の処理について	7
3 計画の基本的事項	8
1 . 計画策定の根拠	8
2 . 計画の位置づけ	8
3 . 計画期間	8
4 計画の目標と施策の体系	9
5 計画の目標と重点施策	10
【 目標 1 】 雪に強い安全安心なまちづくりの推進	10
《重点施策 1》 冬期間の円滑な交通の確保	10
(1) 市道除排雪水準の向上	11
(2) 交差点の見通しの確保	11
(3) 公共交通機関の利用の円滑化	11
(4) 歩行者空間の確保	12
(5) 除排雪体制の維持・安定化	12
(6) 大雪時における対応と体制の確立	12
(7) 雪堆積場の運用	13
(8) 除雪時における事故の防止	13



(9) 新技術の活用	13
《重点施策2》雪に強い住環境づくりの推進	16
(1) 雪に対応した街区の形成	16
(2) 雪に適した建物の工夫	17
(3) 公園・空き地の活用	17
【目標2】市民との協働による雪対策の推進	18
《重点施策3》雪対策の協働体制の確立	18
(1) 地域との連携の推進	19
(2) 市民との協働体制の確立	20
(3) 共助による支援の促進	21
(4) 雪に関する情報の共有化	22
《重点施策4》雪対策に関する支援の推進	23
(1) 除雪支援事業の拡充	23
(2) 市道排雪支援事業（自治会排雪）の促進	25
(3) 私道除雪の支援	27
【目標3】快適に冬を暮らすための取組みの推進	28
《重点施策5》冬の市民生活の工夫とルールの確立	28
(1) 冬の暮らしに必要な工夫やルールの周知、啓発	28
《重点施策6》雪の有効活用	32
(1) 冷熱エネルギーの利用	32
(2) 冬季イベントの推進	32
(3) ウィンタースポーツの普及拡大	34
《重点施策7》雪処理における安全確保	35
(1) 雪処理における安全確保	35
資料編	
1 . 冬の生活に関するアンケート調査結果	39
2 . 策定経過	52
(1) 北広島市雪対策基本計画策定検討委員会	52
(2) 北広島市雪対策基本計画策定検討会議	55
(3) パブリックコメントの実施結果	57
3 . 冬のボランティアなどの活動事例	58
4 . 道路区分による除雪水準等	59
5 . 地域防災計画における大雪対策	62
6 . 冬の暮らしに必要なルールに係る法令	63



7. 通学路の定義・基準 66



除排雪の出動基準 14
道路の構造と除雪方法 15
北広島市除雪情報 22
各種除雪支援事業一覧 24
市道排雪支援事業（自治会排雪） 26
安全確保のために 35



1 計画策定の趣旨

北広島市の冬は、年間の累計降雪量が4.4m程度あり、12月から3月にかけての平均気温も-3.2と、厳しい気象条件となっています。

このような厳しい冬の環境の中で暮らす私たちにとって、雪とのつき合いは避けて通れないものであり、冬は雪との闘いであるといえます。

その一方で雪は「天からの贈り物」でもあり、雪解け水は、豊かな資源として私たちの生活や農工業などの産業活動に大きな恩恵をもたらしています。また、冬季の祭りなどのイベントやスポーツには、地域の賑わいや健康づくりとして多くの市民が参加しています。

雪は私たちにとって時に手にあまる厄介なものではありますが、この雪とうまくつき合い、共存していくことで、より豊かな冬の暮らしを過ごすことができます。

その雪の処理に関しては、本市ではこれまで、除排雪事業により冬期間の交通の確保を図るとともに、市道排雪支援事業(自治会排雪)、除雪サービス事業(福祉除雪)、小型除雪機械貸出事業などを展開し、市民との協働により快適な冬環境の確保に努めてきました。

しかしながら、近年の少子高齢化や核家族化などにより、各家庭の雪処理の担い手不足がますます深刻化しています。さらに、長引く景気低迷により除雪事業者の経営が悪化しており、除雪体制の確保が難しくなっています。

このようなことから、雪対策に関する市民の方々の理解や協力をいただきながら、より効率的な除排雪の推進を図るとともに、雪の利活用や冬季イベントの開催など雪と親しむ取組みと併せた総合的な計画をつくる必要があります。

そこで本計画は、雪との共存を図りつつ快適な冬環境の形成に向け、市民・事業者・行政の協働による総合的な雪対策の指針として策定するものです。



2 北広島市の現況と市民意向

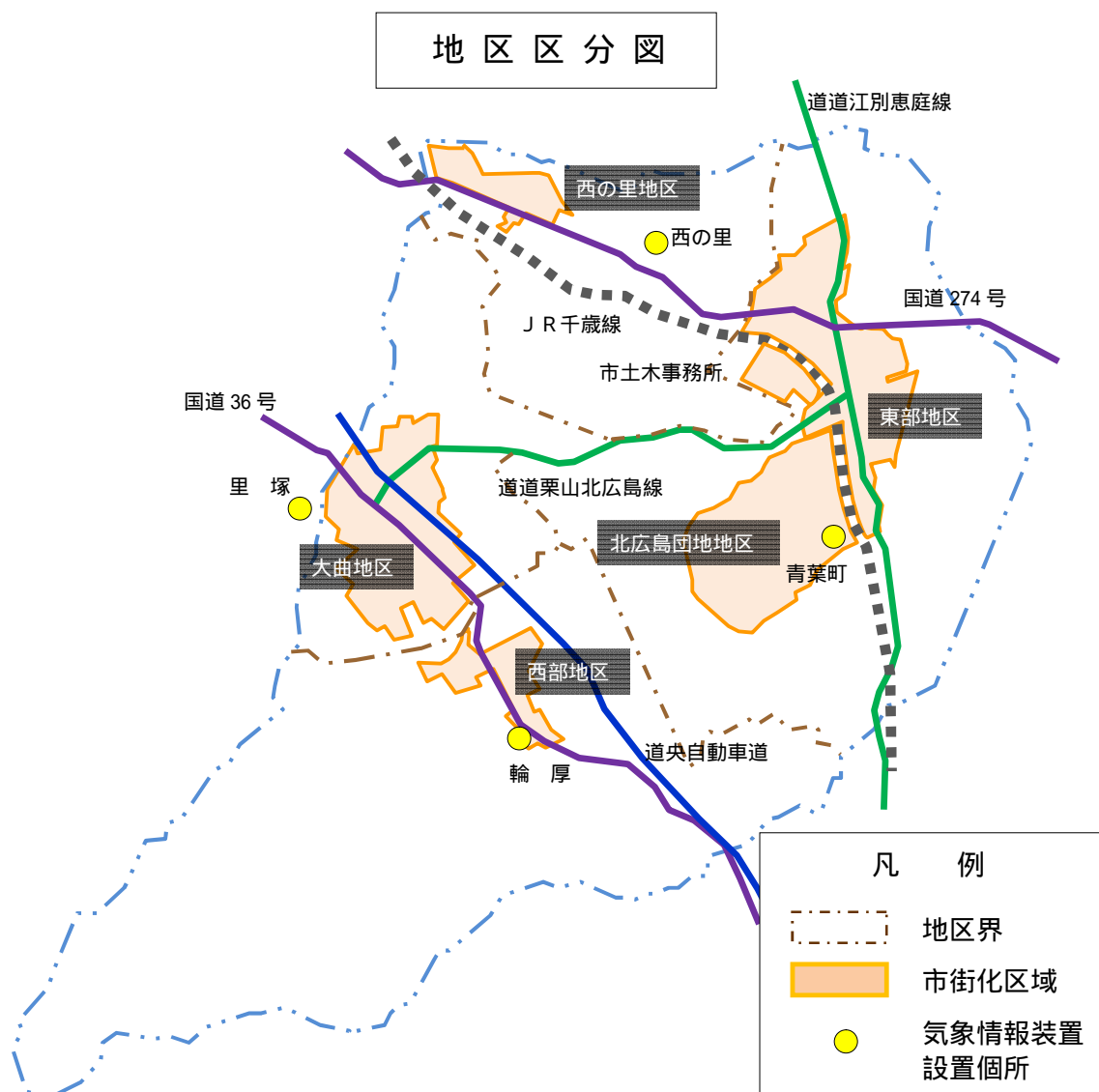
1. 現況

(1) 位置と地形

本市は、石狩平野南部に位置し、北西は札幌市、北は江別市、東は長沼町と南幌町、南は恵庭市に接している周囲約 52.5 km、総面積 **119.05 km²** の都市です。

地形は、南西部にある島松山（標高 492.9m）付近を除いては、標高約 100m 前後の丘陵が各所にあって起伏に富んでいます。

本市の市街地は、北広島駅をほぼ中心として隣接している東部地区と北広島団地地区、札幌市厚別区と隣接している西の里地区、清田区と隣接している大曲地区、その南に位置する西部（輪厚）地区の 5 つの地区に分かれています。



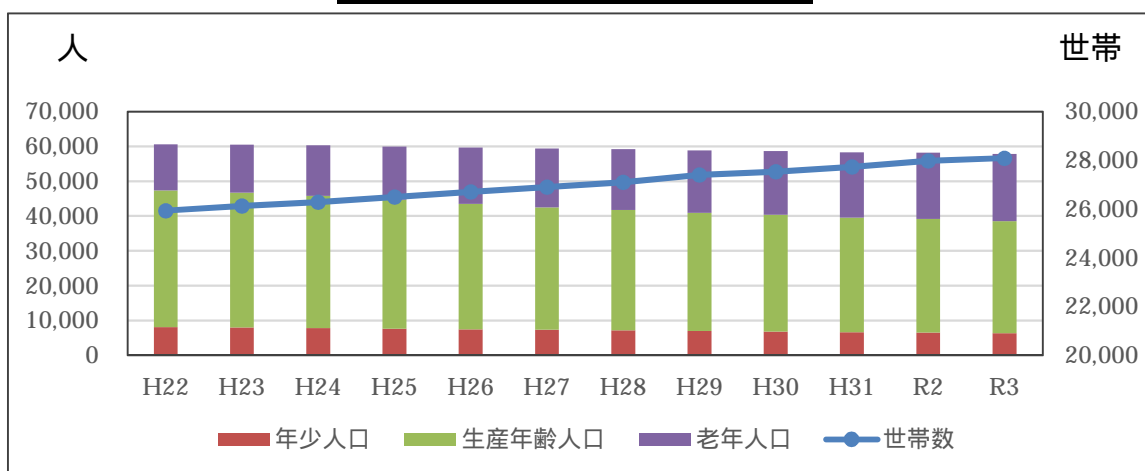


(2) 人口

本市は、昭和40年代の道営北広島団地等の開発を始めとして、都市化が進み、それに伴い人口も増えましたが、平成19年6月末の61,119人をピークに、近年は若干ですが減少傾向にあり、令和4年3月末現在で、57,569人、28,155世帯となっています。

全国的な傾向と同様に、本市においても少子高齢化が進んでおり、今後さらにその傾向が進んでいくことが予想されます。

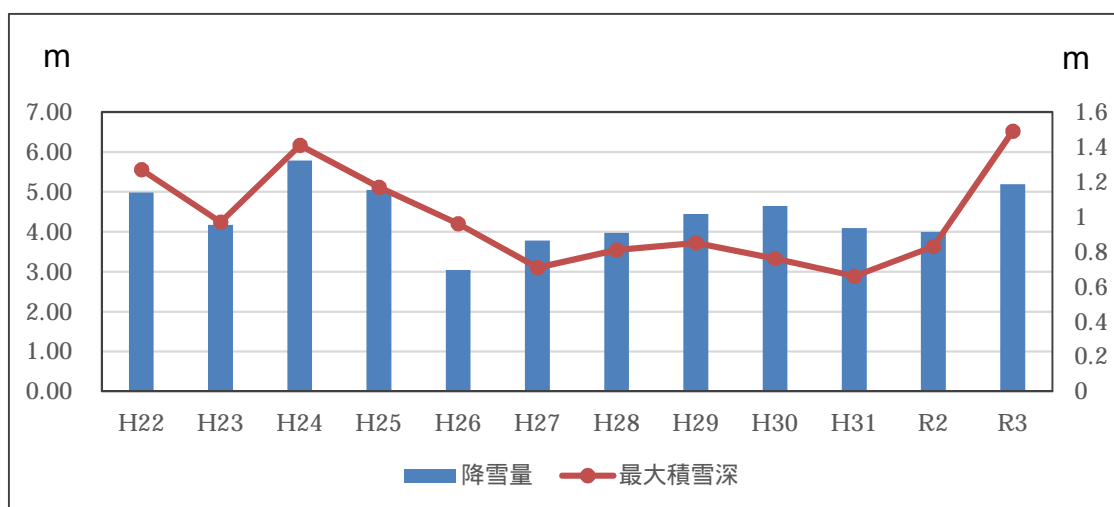
人口及び世帯数の推移（H22～R3）



(3) 降雪量と積雪深

本市における累計降雪量の平均は約4.4m、最大積雪深の平均は約1.0mとなっています。

降雪量と積雪深の推移（H22～R3）

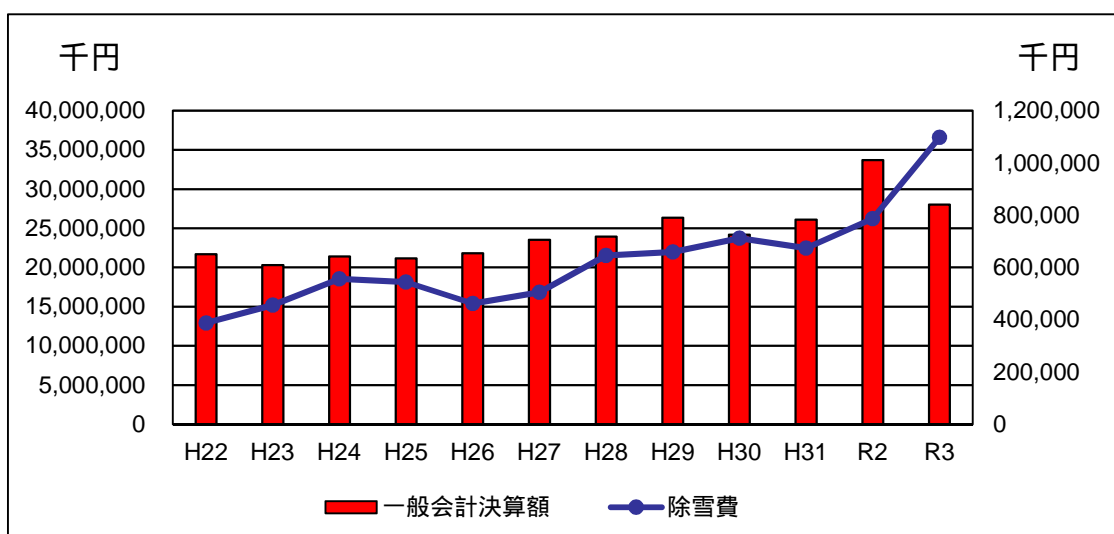




(4) 市の財政状況と除雪費

本市の財政状況は、景気の後退などにより税収が上がらず、一般会計決算額は最近10年間の平均で約242億円となっています。除雪に要する費用については、10年間の平均で約6.0億円となっており、令和2年度の除雪費の一般会計に占める割合は2.33%となっています。

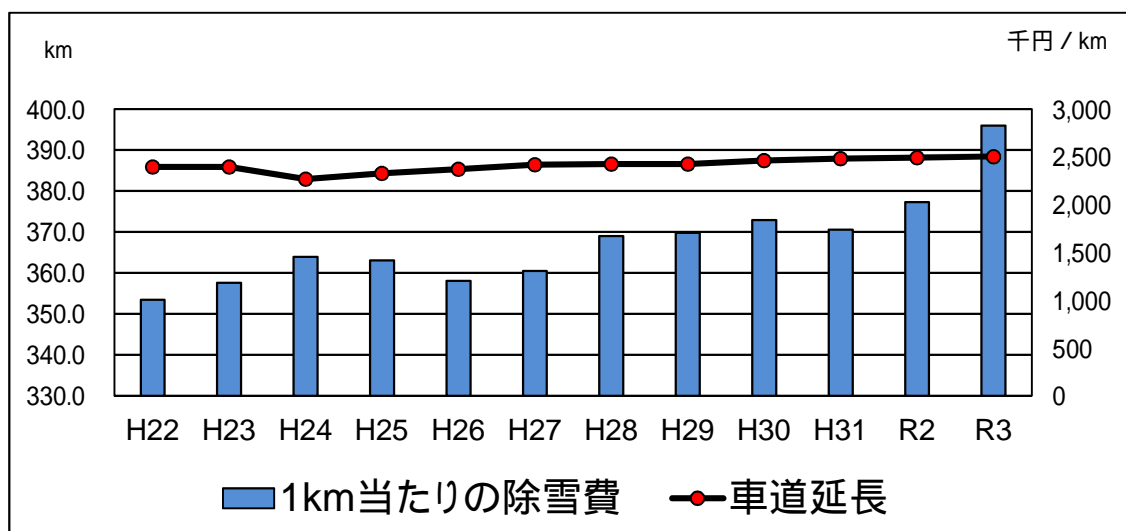
一般会計決算及び除雪費の推移 (H22～R3)



(5) 市道除雪延長と1km当りの除雪費の推移

本市における市道の除雪延長は、令和3年度現在で、車道が1,204路線388km、歩道が166路線121kmとなっており、平成22年と比較すると車道で約2.5km増えています。市道の1km当りの除雪費については、最近10年間の平均で約155万円になっています。

除雪延長及び1km当りの除雪費の推移 (H22～R3)

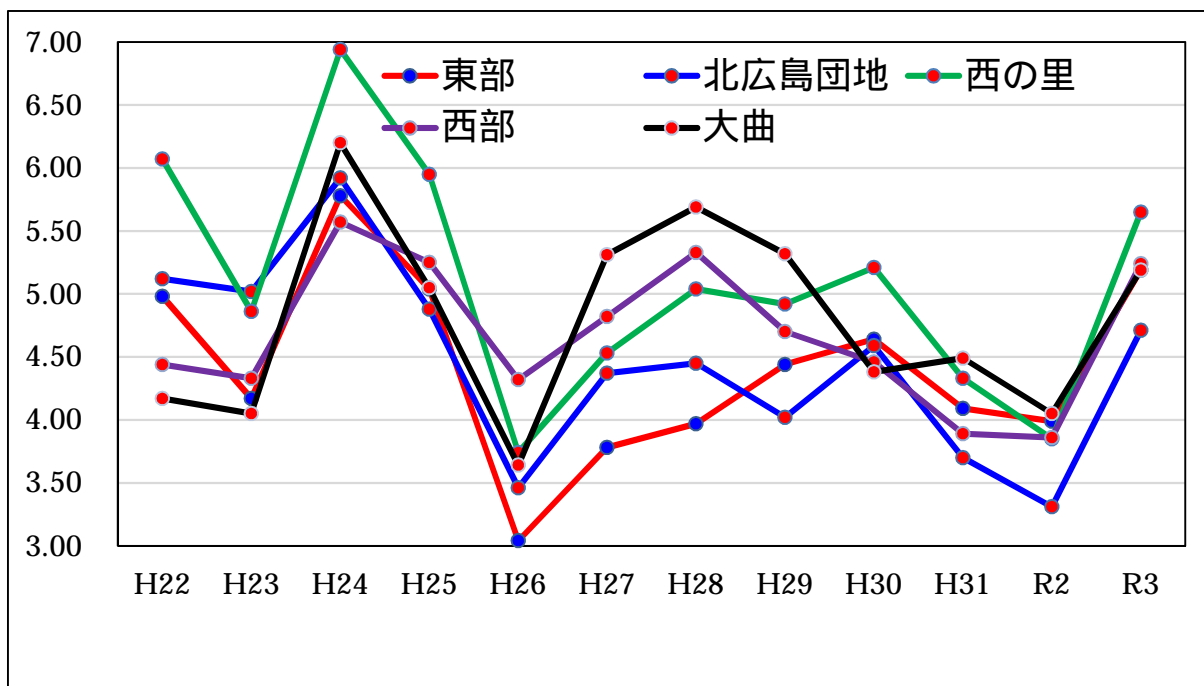




(6) 地区別累計降雪量の推移

東部地区(観測地点:共栄) 北広島団地地区(同:青葉町) 西の里地区(同:西の里) 西部地区(同:輪厚) 大曲地区(同:札幌市里塚)の年間の累計降雪量は、地区によって異なり、多い年で約2m差があります。

地区別の累計降雪量の推移 (H22~R3)



**(7) 除雪車の保有状況**

除雪事業者が保有する除雪機械の更新が進まず、除雪機械の老朽化が進んでいます。

除雪車保有状況

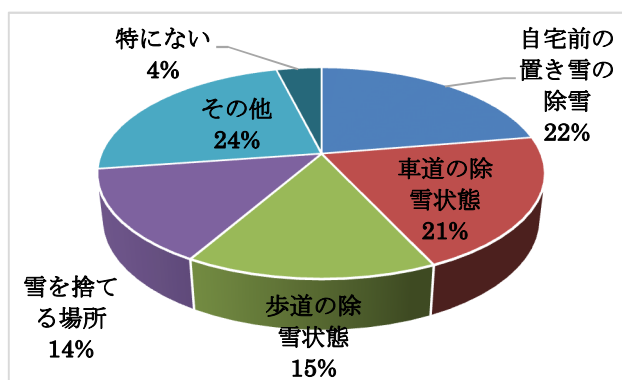
	除雪車両台数	備考
市内業者保有台数	44台	12社
市外業者保有台数	31台	5社
市保有台数	13台	
市リース車両台数	13台	
計	101台	

* 市内外の事業者が保有する除雪車 75台の内、使用年数が15年以上の車両は 45台(60.0%)となっている。

[令和4年4月現在]

2. 市民意向 ~ 冬の生活に関するアンケート調査*1から**(1) 冬の生活で困っていること**

冬の生活で困っていることについては、「自宅前の置き雪の除雪」が最も多く、次いで「車道の除雪状態」、「歩道の除雪状態」、「雪を捨てる場所」となっています。

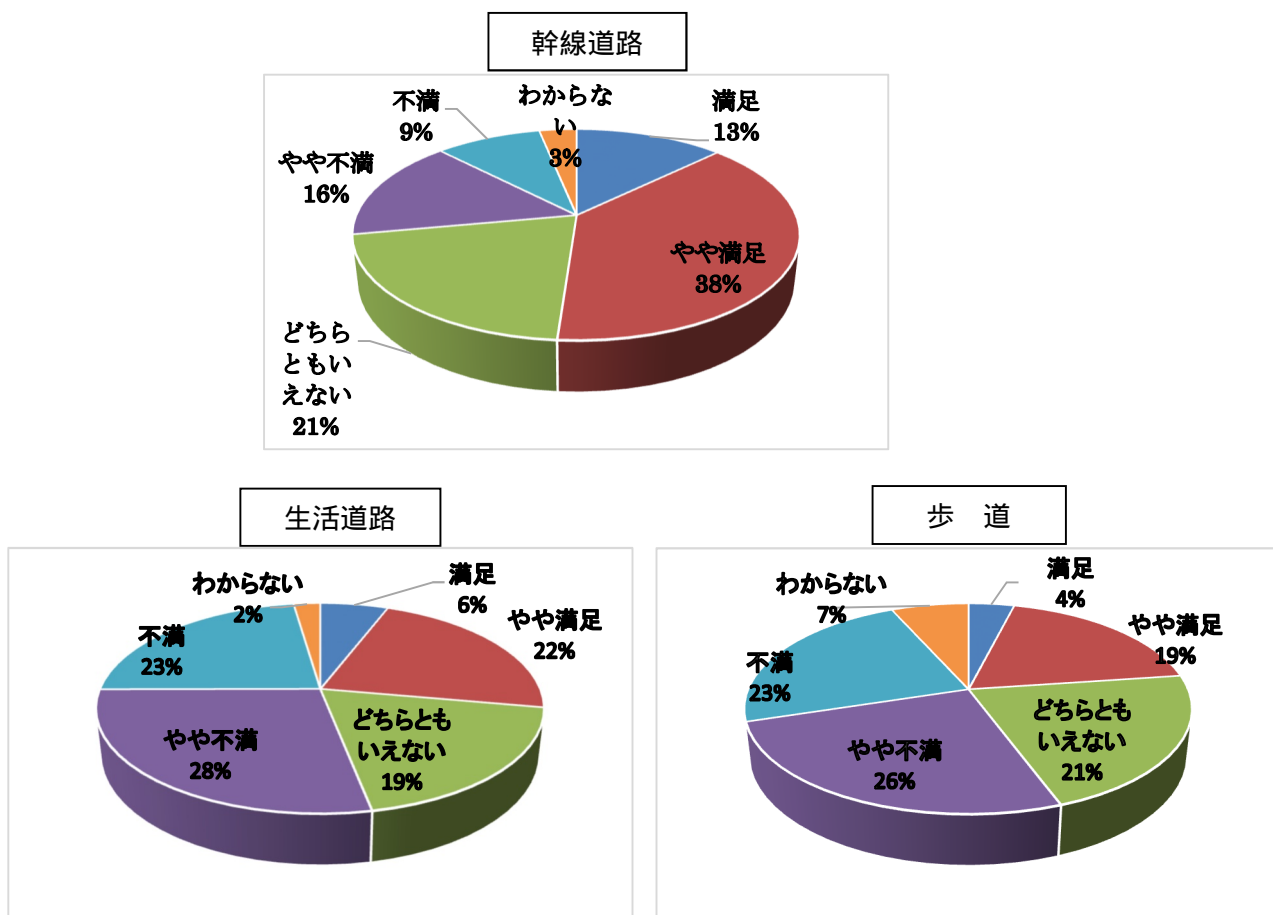


*1 冬の生活に関するアンケート調査：令和2年10月に行ったアンケート調査。無作為に抽出した市民の方と自治会長、計3,000名に調査票を送付し、回答率は54.6%でした。結果の詳細は、「資料編」に掲載されています。



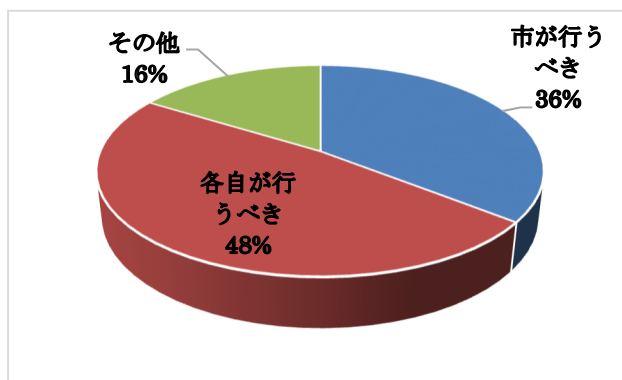
(2) 道路除雪の満足度

道路除雪の満足度では、幹線道路の除雪に関して比較的満足度が高かった一方で、生活道路や歩道における除排雪の充実を望む声が多く寄せられました。



(3) 玄関先や車庫前（間口）の置き雪の処理について

間口の置き雪の処理については、「各自が行うべき」が半数近くを占めていますが、「市が行うべき」も36%となっています。





3 計画の基本的事項

1. 計画策定の根拠

平成 18 年の豪雪を受けて、豪雪地帯対策特別措置法（昭和 37 年法律第 73 条）第 3 条第 1 項で定められている豪雪地帯対策基本計画の変更が行われ、この見直しの中で「市町村における雪対策に関する総合的な計画の策定を推進するとともに、これを十分に配慮し、地域の特性に応じた豪雪地帯対策の推進に努める」と明記されました。

これを受け、本計画を「北広島市雪対策基本計画（雪・みちプラン）」として定めるものです。

2. 計画の位置づけ

本計画は令和 2 年度に策定した「北広島市総合計画（第 6 次）^{*1}」を上位計画とし、その中で「快適な生活環境のまち」を実現していくための施策の一つとして、策定が位置づけられています。また策定の際に、他の関係する計画との整合性を図りながら定めるものです。

3. 計画期間

本計画の計画期間は、令和 13 年度までの概ね 10 年間とし、期間内に本計画で定めた目標を目指し、施策を実行していくものとします。また、今後の社会経済情勢等の変化や施策の進捗状況などにより、必要に応じ適切に見直しを行うこととします。

*1 北広島市総合計画（第 6 次）：市町村の基本構想（地方自治法第 2 条第 4 項）及び基本計画などの総称。第 6 次は令和 2 年度からの 10 年計画。



4 計画の目標と施策の体系

雪対策は住民・事業者・行政が一体となり、それぞれの役割を担うことによって、安心して暮らせる冬の生活環境を形成することができます。

そこで本計画では、協働に基づく雪対策の推進を図るため、3つの目標と7つの重点施策を掲げます。

目標	重点施策	施策の内容
1 雪に強い安全安心なまちづくりの推進	1 冬期間の円滑な交通の確保	(1) 市道除排雪水準の向上 (2) 交差点の見通しの確保 (3) 公共交通機関の利用の円滑化 (4) 歩行者空間の確保 (5) 除排雪体制の維持・安定化 (6) 大雪時における対応と体制の確立 (7) 雪堆積場の運用 (8) 除雪時における事故の防止 (9) 新技術の活用
	2 雪に強い住環境づくりの推進	(1) 雪に対応した街区の形成 (2) 雪に適した建物の工夫 (3) 公園・空き地の活用
2 市民との協働による雪対策の推進	3 雪対策の協働体制の確立	(1) 地域との連携の推進 (2) 市民との協働体制の確立 (3) 共助による支援の促進 (4) 雪に関する情報の共有化
	4 雪対策に関する支援の推進	(1) 除雪支援事業の拡充 (2) 市道排雪支援事業(自治会排雪)の促進 (3) 私道除雪の支援
3 快適に冬を暮らすための取組みの推進	5 冬の市民生活の工夫とルール確立	(1) 冬の暮らしに必要な工夫やルールの周知、啓発
	6 雪の有効活用	(1) 冷熱エネルギーの利用 (2) 冬季イベントの推進 (3) ウィンタースポーツの普及拡大
	7 雪処理における安全確保	(1) 雪処理における安全確保



5 計画の目標と重点施策

【目標1】雪に強い安全安心なまちづくりの推進

《重点施策1》冬期間の円滑な交通の確保

《現状と課題》

北広島市内の高速自動車道・国道、道道、市道の維持管理や除雪については、それぞれ国（ネクスコ東日本）、北海道、北広島市が行っています。市道については、幹線道路*1、準幹線道路*2、生活道路*3及び歩道に区分し、それぞれの区分に応じた除雪を行っています。

厳しい社会経済情勢の中、安全で円滑な交通を確保するためには、除排雪体制の安定化や除排雪水準の向上を図る必要があります。

幹線道路の除雪に関してはこれまでの水準の確保を図るとともに、生活道路については、通行幅の確保など除排雪の充実が必要となっています。

除雪作業による玄関、車庫前の置き雪に対する市民の関心が高いことから、除雪方法等の調査・検討が必要になっています。

交差点は、高い雪山となってしまう傾向があるため、見通しが悪く、事故が起きる危険性が高くなります。また、交通渋滞の原因ともなることから、雪山の除去の強化を図る必要があります。

子どもや高齢者、障がい者などいわゆる交通弱者といわれる人々が冬期間に円滑に移動できるよう、公共交通機関を利用しやすい環境づくりが必要となっています。

冬期間の歩道については、車道の除雪による堆雪で歩行者空間の確保が十分ではありません。また、近年の温暖化の影響や、ツルツル路面对応のため、歩行者空間の確保や転倒防止対策が必要となっています。児童などが安全に通学できるよう、通学路における除雪の強化を図る必要があります。

大雪や暴風雪の際には、除雪の対応が追いつかずに、交通などに障害が出て、市民の活動に大きな影響を及ぼします。大雪時における除雪体制の確立や、各関係機関との連携・協力体制について検討する必要があります。

雪堆積場の運用については、利用状況や社会情勢を考慮した開設時間についての検討が必要になっています。

除排雪の効率化や、除雪体制の維持・拡充のため、新技術等導入の検討が必要になっています。

*1 幹線道路：道幅が広く交通量も比較的多い、地区内又は地区間を結ぶ主要道路（大曲など）

*2 準幹線道路：市内の幹線道路と生活道路を連絡する地区内の道路

*3 生活道路：地域に密着した、幅員が8m程度の各住宅前の道路



《 施策の内容 》

(1) 市道除排雪水準の向上

除雪センター^{*1}の人員体制の強化、ノウハウの蓄積、継承などにより、センター機能の充実を図ります。また、的確な気象情報の把握などにより、適切な除雪出動に努めます。

オペレーターの運転技術の向上を目指すとともに、自治会等との連携などにより地域の状況の把握に努め、**道路状況に適した作業を実施し**、除雪水準の向上を図ります。

除雪機械及びオペレーターの増強により、生活道路の拡幅除雪^{*2}の回数を増やすなど、除雪の強化を図ります。

また、ロードヒーティングなどによる路面凍結対策を維持していくとともに、路面状況に応じた凍結防止材の散布や砂箱の設置を進め、交通の安全性の確保を図ります。

計画除雪^{*3}など新しい除雪方法等について、調査、研究を進めます。

(2) 交差点の見通しの確保

幹線道路を始めとした主要な道路の交差点については、雪山除去の強化により見通し**及び幅員**の確保に努め、交通の円滑化及び安全性の向上を図ります。

市民 や企業に協力していただきたい取組み

個人や企業の敷地から道路へ雪を出さない

(3) 公共交通機関の利用の円滑化

人が多く集まるＪＲ北広島駅周辺の歩道空間の確保やバス路線における幅員の確保を図り、公共交通機関が利用しやすい環境づくりを進めます。

*1 除雪センター：市の委託を受けた業者が冬期間設置し、24時間体制で気象の観測や除雪出動の指示、苦情対応などを行っています。

*2 拡幅除雪：道路の走行幅員が狭くなった際、ロータリー車で両側に雪を積み上げ、幅員を広げる除雪。

*3 計画除雪：ゴミの収集日のようにあらかじめ決められた曜日の日中に除雪を行う方式です。



(4) 歩行者空間の確保

歩行者の安全確保のため、歩道除雪の拡充を図ります。また、凍結路面による事故防止のため、人が多く通行する箇所を中心に路面状況に応じ砂などの散布や砂箱の設置を進めます。

通学路については、歩道のある道路は歩道除雪を適切に行うとともに、歩道が確保されていない、児童などが多く利用する路線については、排雪や拡幅作業により幅員を広げ、安全の確保を図ります。

市民や企業に協力していただきたい取組み

横断歩道などの砂の散布協力

登下校時の見守り活動

見通しの悪い交差点などで飛び出したりしない、雪山で遊ばないなどの安全教育

(5) 除排雪体制の維持・安定化

除排雪業務の担い手不足を解消するため、除雪機械の確保対策など、除排雪体制の維持・安定化に向けた取組みを推進します。

(6) 大雪時における対応と体制の確立

大雪や暴風雪などに迅速に対応するため、除排雪業者との連携や業者相互の協力体制を強化するとともに、**国道や道道の管理者との連携について検討し**、除排雪実施体制の充実を図ります。

大雪や暴風雪時の際は、集中的かつ効果的に除雪を行い、円滑な交通の確保をするため、市全体の主要道路等に関して、**優先除雪の順位について検討します。**

市民の生命及び財産を守るため、火災や救急活動時には消防との連携を密にするとともに、緊急車両の通行に支障とならないよう速やかな除雪に努めます。

大雪などに関する警報が発表された場合には、必要な配備体制をとることとします。**また、大雪時における緊急用の雪堆積場所の確保について検討します。**特に、大雪により災害が発生した場合、又は災害が発生するおそれがある場合において、応急対策を実施する必要があると認めたときは、災害対策本部の設置を検討します。



(7) 雪堆積場の運用

市が行う幹線道路、バス路線等の排雪をはじめ、市道排雪支援事業や個人排雪などに**対応しつつ、社会情勢を考慮して、雪堆積場の運用について検討します。**

市民や企業に協力していただきたい取組み

ルールに即した雪堆積場の利用

(8) 除雪時における事故の防止

除雪作業については、安全運転の徹底を図り、事故防止に努めます。特に、風雪により視界が悪い場合には、作業を中断して回復を待つなど安全の確保を図ります。

除雪作業中の除雪車に近づかないよう、小さな子どもを持つ家庭における安全教育や、作業中の除雪車の付近を車で通過する際の注意走行などの啓発に努めます。

また、オペレーター等の除雪従事者につきましては、安全研修等への積極的な参加を促し、安全に対する意識の向上に努めます。

市民や企業に協力していただきたい取組み

除雪作業中の除雪車に近づかないよう、小さな子どもを持つ家庭における安全教育
作業中の除雪車の付近を車で通過する際の注意通行
路上駐車をしない

(9) 新技術の活用

除排雪の効率化や、除雪体制の維持・拡充のため、新技術の導入を検討します。



除排雪の出動基準

本市では、冬期間の円滑な交通と安全性を確保するために、車道除雪、歩道除雪、運搬排雪等の除排雪作業と凍結防止剤等の散布による路面凍結対策を行っています。

除雪作業は、ほぼ連続した降雪で、積雪深が10cm以上となった時に出動し、通勤・通学時までには作業終了することを目標に実施します。

市全体で101台の除雪車と約150人の従事者が、受け持ち区域を6時間程度かけて除雪作業を行います。 [令和4年4月現在]

主な除排雪作業とその出動基準

除排雪種類	出 動 基 準
新雪除雪	ほぼ連続した降雪で、積雪深が10cm以上となった場合。風雪や地吹雪等による吹溜りの発生が予想されるとき。
拡幅除雪	走行幅員が狭くなり、交通確保が困難となる場合など。
路面整正	新雪除雪出動基準に達しない降雪が日々断続的に続き、路面に圧雪部が多く残ったとき。
運搬排雪	排雪路線のうち、路線の平均雪堤高が2m程度となった場合。

除雪の出動については、市内に3箇所（青葉町、西の里、輪厚）及び札幌市の里塚に設置されている気象観測システムによる情報を基に、降雪予測なども参考にして道路パトロールにより路面状況を把握し、総合的に判断しています。

Q：朝に10cm以上雪が積もっていたのに除雪が入らなかったのはなぜ？

A：除雪には6時間程度かかり、朝方7時の終了を目標としているため、各業者やオペレーターへの連絡や準備を考慮すると、午前0時には出動の判断をしなければなりません。したがって、その時点ではあまり降雪がなく、朝方に多く降った場合などは、安全性の確保などの面から出動を見送ることがあります。



道路の構造と除雪方法

積雪地における道路の構造

北海道における生活道路は本州に比べ、幅員が広く取られており、本市においても、一般的な生活道路の幅員は、8m となっています。この8mの内、4mに道路としての交通機能を持たせており、残りの両側2m ずつは堆雪スペースも兼ねた空間として整備されています。除雪は広範囲にわたる道路を限られた時間で行わなければなりません。こういった道路構造とすることにより、除雪車が道路上に降った雪を左右にかき分けていくだけで、道路としての基本的な機能が確保できるという、効率的な除雪を可能としているのです。

本市における除雪方法

本市における除雪方法は、前述のとおり道路の両端にかき分けていく「かき分け除雪」で行っています。したがって、個人の住宅の間口におかれた雪の処理は皆さんに協力していただいています。

また、車道幅員確保の目標は4m としていますが、雪が多くなる厳冬期には、さらに狭くなる場合があります。その場合は、順次拡幅などで広げる作業を行うこととしていますが、最低でも緊急車両の走行に支障とならない程度の幅員の確保を図ります。



《重点施策2》雪に強い住環境づくりの推進

《現状と課題》

本市ではこれまで、宅地等の開発事業に当たっては、「北広島市まちづくり指針（宅地開発指導要綱）^{*1}」や地区計画^{*2}などによって、除雪を考慮した道路網や堆雪スペースを加味した道路構造、公園・緑地などのオープンスペースの配置、宅地内の雪処理などに配慮した最低敷地面積の制限などのルールを定め、住環境の形成を推進してきました。今後もこういったルールに則した指導を行うとともに、様々な工夫により、冬期の気象条件に対応した住環境づくりを進める必要があります。

《施策の内容》

（1）雪に対応した街区の形成

今後も「北広島市まちづくり指針」や地区計画などの適切な運用を図るとともに、建物の建て方や公園・空き地の活用などにより、総合的に、雪に対応した住環境づくりを推進します。

市民や企業に協力していただきたい取組み

まちづくりの指針やルールの順守

- *1 北広島市まちづくり指針：良好な住環境の形成を図るために制定された宅地開発の総合的な指導基準。道路の幅や敷地の規模等について整備基準が定められています。
- *2 地区計画：地区の特性に応じたまちづくりを進めるために定められる計画。最低敷地面積や壁面の位置を定めることにより、敷地内の堆雪スペースや落雪場所を確保するなど、雪に対応した街区の形成が図られます。



(2) 雪に適した建物の工夫

建物の配置、屋根の構造、玄関の向きなどを工夫することで、除雪の負担を軽減することができます。また、敷地内の雪は敷地内で処理することが原則となっていることから、建物の新築、増改築などの際における除雪負担の軽減方法や堆雪スペースの必要性について、周知、啓発を進めます。

市民 や企業に協力していただきたい取組み

住宅の新築、増改築の際の敷地内における雪堆積スペースの確保
敷地内の雪堆積スペースの有効活用
住宅の新築、増改築の際などにおける、除雪負担を軽減させる支援ソフト^{*1}等の活用

(3) 公園・空き地の活用

地域の公園や空き地については、地域除雪懇談会、**地元自治会等及び関係機関**と協議を行い、ルールを定めた上で、雪の置き場としての活用を検討します。

市民 や企業に協力していただきたい取組み

公園を雪置き場として利用する際の、ルールづくりの協力やルールに即した利用
雪置き場としての民有地の提供

*1 支援ソフト：北海道の北方建築総合研究所が開発した「屋根雪の滑落距離の簡易計算ファイル」などのソフトが、研究所のホームページで公開されています。



【 目標 2 】 市民との協働による雪対策の推進

《重点施策3》 雪対策の協働体制の確立

《 現状と課題 》

少子高齢化の進展、核家族化などにより除雪の担い手が不足しており、また、ライフスタイルの多様化などにより市民要望は複雑化・高度化しています。こういった状況に対し、行政だけではきめ細かな対応を行うのは限度があることから、市民、事業者、行政がそれぞれの役割分担を再認識し、協働による雪対策の取組みを進める必要があります。

除排雪に関する市民の理解、協力を得るためには、情報の共有化を図るとともに、地域の課題や取組みについて共に考え、話し合う場をつくり出す必要があります。

道路は国民の共有財産であり、住民の皆さんや不特定多数の人々が利用するものでもあります。市では車や人が通行できるよう、除雪を行っています。全ての雪を取り除くことは不可能です。このため、除雪後の玄関前や車庫前などの置き雪の処理については、道路の利用者である市民・企業の皆さんの協力が必要です。

高齢者や障がい者など、敷地内の除雪、道路除雪後の置き雪、屋根の雪下ろしを行うことが困難な世帯への支援が必要となっています。

《 施策の内容 》

(1) 地域との連携の推進

それぞれの地域の除排雪に関する課題を整理し協働で作成した除雪マップを活用し、地域の特性に応じた雪対策の取組みを推進するとともに除雪マップの修正について検討します。

また、除排雪への理解、協力を得ることを目的とした出前講座の開催について検討します。



市民や企業に協力していただきたい取組み

除排雪への理解・協力
地域懇談会や出前講座などへの積極的な参加
雪対策に関する地域コミュニティ活動への参加

(2) 市民との協働体制の確立

これまでも市民の皆さんと行政は、まちづくりを進める上で様々なかたちの役割分担を行ってきました。除排雪についても同様であり、現在の除排雪体制に合わせて、実状に即した協働体制の確立を図ります。

まず除雪そのものが市民・事業者・行政の協働の取組みとの考えのもと、従来どおり通行に必要な道路空間の除雪については行政の役割とし、道路の除雪後の玄関前や車庫前などの置き雪の処理は、道路の利用者である市民・企業の役割とすることを基本とします。

その上で、除雪が困難な世帯については共助・公助^{*1}による支援の充実を図ります。

さらに、冬の暮らしに必要なルールの順守やマナーの向上を図り、市民・事業者・行政が協力しながら、快適な冬環境の形成に向け雪対策の取組みを推進することで、市民との協働体制の確立を図ります。

市民や企業に協力していただきたい取組み

除排雪への理解・協力
除雪後の置き雪の処理

*1 雪処理における自助・共助・公助の考え方

自助：家族またはその近親者において雪を処理する。

共助：周囲や地域が協力しながら雪を処理する。

公助：除雪困難者などが、自助、共助では十分に対応できない場合、公共が雪処理を支援する。



(3) 共助による支援の促進

除雪困難世帯への地域の支え合いやボランティアによる支援など、共助による雪対策の促進を図ります。

市民や地域、企業などから主体的な行動を引き出すため、活動参加の呼びかけや活動の支援など、ボランティアが参加しやすい環境づくりに努めます。

市民 や企業に協力していただきたい取組み

近所・地域の除雪困難世帯への雪処理などの助け合い
冬のボランティア活動への参加

写真添付



(4) 雪に関する情報の共有化

市民にとって除雪に関する情報は生活に密着したものです。本計画の周知を図るとともに、市のホームページや広報紙などで、雪に関する多くの情報を発信して冬の暮らしに必要なルールやマナーなどの啓発に努めます。

雪に関する情報の発信は、冬季イベント、懇談会の実施状況のほか、共助による活動や連携の様子の紹介等、市民の冬の生活に資する内容について行うよう努めます。

また、除雪作業を行うかどうかなどの情報を発信する新たなサービスを展開します。

市民や企業に協力していただきたい取組み

雪対策に関する情報提供
地域除雪懇談会への参加



北広島市除雪情報

ホームページや携帯サイトで、各地区における除雪の出動予定等をお知らせしています。



《重点施策4》雪対策に関する支援の推進

《現状と課題》

除雪が困難な世帯への支援には、地域の支え合いやボランティア、行政が行う除雪サービス事業などがあります。本市では、高齢者や障がい者の方などを対象とする除雪サービス事業、ボランティア活動の促進を図る小型除雪機械貸出事業などを実施していますが、認知度及び利用度が高い状況ではないことから、支援制度の周知、拡充を図る必要があります。

市道排雪支援事業は、冬期間のより快適な生活環境の向上を図るため、自治会と除排雪業者とが行う生活道路等の排雪に対し、市が1/2を補助する制度です。平成9年度の事業開始以来、令和3年度では70団体、実施率^{*1}も58.1%と順調に増え続けており、今後もこの事業の拡大を図る必要があります。

《施策の内容》

(1) 除雪支援事業の拡充

除雪が困難な世帯への支援や市道排雪の支援などを進めるため、除排雪支援事業の周知を図るとともに、現行制度を維持しながら、市民との協働の雪対策を推進します。

*1 実施率：自治会排雪延長÷市街化区域内生活道路延長×100(%)



各種除雪支援事業一覧

除雪サービス事業（福祉除雪）

代わりに除雪を行える親族が市内にいない方で、次の年齢等及び所得要件を満たす方に対し、無償で除雪を行います。

一人暮らしの高齢者（65歳以上）又は高齢者世帯で身体的事情により除雪作業が困難な世帯

重度の身体障がいのため除雪作業が困難な世帯

【所得要件】

市民税が非課税世帯

市民税が均等割のみの課税世帯

平成17年度の税制改正の影響を考慮して税制改正前と同じ基準で市民税を算出した結果、又は の状態となる世帯

小型除雪機械貸出事業

冬季間における生活環境の向上のため、自主的に除雪を実施する団体に対して小型除雪機を貸出ししています。

【貸出し要件】

貸出期間は、1週間

作業する方全員がボランティア保険への加入が必要

除雪機の燃料費の負担

除雪機の最初の搬入と最後の回収は市で行います。



(2) 市道排雪支援事業(自治会排雪)の促進

この事業は、住民にとっては、ゆとりある道路空間の確保が図れるとともに、市・**除雪事業者**にとっては、その後の除雪に必要な堆雪スペースが確保できることから、市民・事業者・行政の協働による有効的な雪対策の取組みとなっています。今後もこの事業の普及、拡大を図ります。

市民 や企業に協力していただきたい取組み

市道排雪支援事業への参加
支援制度の理解・協力
排雪作業円滑化に向けた協力

写真添付



市道排雪支援事業（自治会排雪）

市道排雪支援事業の排雪対象部分は、道路幅員 8m の場合、概ね 6m 程度としており、あくまでも道路の雪の排雪を行うもので、個人や企業が処理すべき雪は対象とはなりません。令和 3 年度補助基本額は、1km 当たり 60 万円で、この内 1 / 2 が自治会の負担となります。

写真添付



(3) 私道除雪の支援

市道除雪の対象となっていない公共性の高い私道については、私道除雪支援事業により除雪費を補助しています。今後も制度の見直しを検討しながら、その沿線に居住する市民の冬期間の生活が維持できるよう支援を進めます。

写真添付



【 目標 3 】快適に冬を暮らすための取組みの推進

《重点施策 5》冬の市民生活の工夫とルール確立

《 現状と課題 》

近年では、冬も快適な生活ができるようになりましたが、雪のない季節と同様な暮らしを営むことはできません。常に車が利用でき、短靴で行動できるように道路の状態を保つことは現実的に困難なため、雪国で生活していく上での工夫やルール・マナーを守り、冬を乗り切る必要があります。

個人や会社などの敷地内の雪は、敷地内で処理することが原則です。宅地周辺の道路の雪や除雪後の玄関前や車庫前の置き雪の処理については、人や車の通行に支障とならないよう、道路わきに積み上げるのは認められますが、道幅を狭くしたり道路がでこぼこになったりするような行為は禁じられています。道路への雪出しを防止する取組みが必要となっています。

河川への投雪は、雪解け時に水があふれる原因となり、また、マンホールや雨水枡のふたを開け投雪することも、排水機能に影響を与えるとともに人や車の通行に支障となるため、このような行為は禁じられています。河川などへの投雪を防ぐ取組みが必要です。

冬期間の路上駐車は、除雪作業の支障となり、その路線の除雪ができなくなることもあるため、地域の住民の方や道路を利用する方に迷惑をかけることとなります。路上駐車をさせない取組みが必要となっています。

冬道は降雪や気温、風、除雪などにより道路や路面状況が時々刻々と変化します。生活道路においては、車同士がスムーズに交差できない状況や交差点の雪山が高くなり見通が悪い状況になるため、安全運転の推進を図る必要があります。

管理が不十分な空家などからの市道への落雪については、重大な事故につながる可能性があることから、その対策が必要となっています。

《 施策の内容 》

(1) 冬の暮らしに必要な工夫やルールの周知、啓発

冬の暮らしに必要な工夫やルールの順守・マナーの向上に向けた取組みなどの周知、啓発に努めます。



冬期外出時の工夫

冬期間に外出する際には、寒さに適した服装とし、また、多少の雪があっても濡れないように防水性があり、滑りづらい機能を持った長めの靴を履くなどの工夫や、転倒防止の心得など、冬の暮らしに必要な工夫についての情報発信を進めます。

市民や企業に協力していただきたい取組み

濡れづらく寒さに適した服装や滑りづらく長めの靴の着用

大雪の際の工夫

大雪の際などは除雪作業に時間を要し、交通渋滞が発生することも多くなるため、車の利用や外出を控えていただくよう周知するとともに、どうしても外出する必要がある場合には、公共交通機関の利用促進が図られるよう啓発に努めます。

市民や企業に協力していただきたい取組み

大雪の際の車の利用、外出の自粛
大雪の際にどうしても外出しなくてはならない場合の、ゆとりのある行動と公共交通機関の利用

道路や河川などへの雪出しの禁止

積雪が多くなると雪の処理が大変ですが、雪を積む際に踏み固めながら行うなどの工夫や融雪装置、個人排雪の利用などの周知を図り、雪出しの防止に努めます。

道路への雪出しや河川などへの投雪については、自治会、警察署、市が連携・協力し、防止に向けた周知、啓発を進めます。

個人の除排雪を請け負う業者などが、緑地等に投雪するケースが見られることから、悪質な場合などは指定の雪堆積場への投雪を指導します。

**市民** や企業に協力していただきたい取組み

冬の市民生活ルールや関係法令の順守、マナー向上についての理解・協力

堆積スペースの確保、個人や企業の敷地から道路へ雪を出さない

河川やマンホール、雨水桝に投雪をしない

歩車道の段差解消ブロックなど、除雪の支障となるようなものを道路に置かない

屋根からの雪を道路へ落とさないようにする

堆積スペースが十分でない場合は、雪を踏み固めるなどの工夫や融雪装置、個人排雪の利用

ゴミ出しルールの順守

収集日の前日にゴミを出すと、朝方の除雪を行う際に、雪と一緒にゴミを巻き込んで散乱させてしまうことがあるため、ゴミは必ず収集日の朝に出すよう周知、啓発を進めます。

市民 や企業に協力していただきたい取組み

ゴミは必ず収集日の朝に出すようにする

路上駐車防止

冬期間の路上駐車については、除雪作業の支障となるばかりではなく、緊急車両の通行の妨げにもなることから、自治会、警察署、市が連携・協力し、防止対策の徹底に努めます。

市民 や企業に協力していただきたい取組み

駐車スペースの確保、路上駐車をしない



冬道における安全運転とマナーの啓発

スピードの出しすぎや「急」のつく運転の抑制、見通しの悪い交差点での注意走行など、路面状況を確認し気持ちにゆとりをもった冬道の安全運転の啓発に努めます。また、狭隘になった冬道における譲り合いなどのマナーについて、周知、啓発に努めます。

市民や企業に協力していただきたい取組み

スピードを抑え、「急」のつく運転をしない安全運転、見通しの悪い交差点などにおける注意走行
狭隘になった冬道での譲り合い

空家からの落雪対策について

空家などからの落雪による事故を未然に防ぐため、その対策について検討を進めます。



《重点施策6》雪の有効活用

《現状と課題》

近年、雪や氷でつくった室などに野菜等を貯蔵するシステムや雪を活用した冷房システムなどの実験・研究が行われており、冷熱エネルギーの活用を進める取り組みが始まっています。

本市では、冬期間のイベントも開催されていますが、今後とも雪と親しむ取り組みを進める必要があります。

ウインタースポーツは、雪国では多くの市民が親しんできたものですが、近年では、様々な問題からスキーやスケートなどを楽しむ人々が減少傾向にあることから、冬の健康づくりのためのウインタースポーツの推進を図る必要があります。

《施策の内容》

(1) 冷熱エネルギーの利用

大がかりな施設を使わずに雪山を利用した低コストの野菜貯蔵庫の実験も進められていることから、冷熱エネルギーの利用促進に向け、情報収集に努めます。

(2) 冬季イベントの推進

冬季イベントは屋内に閉じこもりがちな冬の生活に活力を呼び込みます。本市では、「ふれあい雪まつり」を開催しており、多くの家族連れなどでにぎわいをみせています。

また近年、冬を彩るイルミネーションが広がりを見せており、市内でイルミネーションを飾っている住宅を見学するバスツアーも行われています。

今後も運営方法の検討を進めながら、冬を楽しむ冬季イベントを支援します。

市民や企業に協力していただきたい取り組み

冬季イベントへの参加・協力



写真添付

写真添付



(3) ウィンタースポーツの普及拡大

市内には2か所のスキー場があり、また「エルフィンロード歩くスキーの集い」などのスポーツイベントも行われ、多くの人々が参加しています。

今後も雪に親しみ、冬の健康づくりを促進するウィンタースポーツの普及を進めます。

市民や企業に協力していただきたい取組み

ウィンタースポーツなどへの参加・協力

写真添付



《重点施策7》雪処理における安全確保

《現状と課題》

平成23年度の豪雪による雪の犠牲者が、北海道に記録が残る2002年以降過去最悪を記録しました。中でも高齢者が屋根の雪下ろし中の事故や屋根からの落雪に巻き込まれるケースが多く、多数のけが人も出ています。雪を処理する際は、無理をせず安全の確保や体調管理に努めるよう周知を図る必要があります。

《施策の内容》

(1) 雪処理における安全確保

「雪はね」は、冬の運動不足を補う有効な方法でもあります。また、大雪の際は「屋根の雪下ろし」も必要になることがあります。また、「雪はね」や「屋根の雪下ろし」は、冬の体力づくりや健康管理のひとつとしてとらえつつ、安全確保に留意して行うよう周知、啓発を進めます。



安全確保のために

できるだけ1人で除雪をしないようにしましょう。
不用意に軒下に近づかないようにしましょう。
屋根の雪おろしの際は、命綱をつけましょう。
梯子を登る際は、雪庇を落とし、落雪に注意し複数で行うようにしましょう。
作業の前後にはストレッチなどで体をほぐしましょう。
防寒や防水対策を十分に行いましょう。
作業は、膝を軽く曲げ、腰への負担を減らし、全身の力を使って行いましょう。
重い雪などの雪かきは、力んだりして血圧や脈拍が上がるため、少しずつ、ゆっくりと行うようにしましょう。
身体に過大な負荷がかからないように休憩をとりながら作業しましょう。
作業後は、直ちに汗を拭き取り、乾いた衣服に着替えましょう。
作業中や作業後、十分に水分補給をしましょう。
除雪機械を使用する際は、マニュアル通りに正しく使いましょう。
付近に水路や側溝がある場合は、近づかないようにしましょう。